

平成17年厚岸町議会第4回定例会会議録		
招 集 期 日	平成17年12月13日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成17年12月13日 午前10時00分
	延 会	平成17年12月13日 午後 5時27分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	藤田稔(兼務)
助役	大沼隆		
収入役	黒田庄司	町営牧場場長	岡田博
総務課長	田辺正保	監査委員	今村實
税財政課長	佐藤悟	監査事務局長	松澤武夫
まちづくり 推進課長	福田美樹夫	教育長	富澤泰
		教委管理課長	米内山法敏
町民課長	久保一将	教委指導室長	酒井裕之
保健介護課長	豊原隆弘	教委生涯 学習課長	柿崎修一
福祉課長	松見弘文		
環境政策課長	小島信夫	教委体育 振興課長	松浦正之
産業振興課長	大崎広也		
建設課長	北村誠	給食センター 所長	田崎秀明
病院事務長	斉藤健一		
水道課長	高根行晴	教委学校 教育係主任	渡部貴志
特別養護老人 ホーム施設長	藤田稔		

1. 会議録署名議員

17番	佐々木敬治		
1番	室崎正之		

1. 会 期

12月13日から12月15日までの3日間（休 会 な し）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第4回定例会議事日程

(17.12.13)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4		諸般報告
第5		例月出納検査報告
第6		行政報告
第7	認定第3号	平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成16年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成16年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成16年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第8		一般質問

厚岸町議会 第4回定例会

平成17年12月13日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成17年厚岸町議会第4回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番、佐々木議員、1番、室崎議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る12月9日、議会運営委員会を開催し、第4回定例会の議事運営について協議したので、その内容についてご報告いたします。
議会に対する報告については、議長より諸般報告及び例月出納検査報告が予定されております。町長からは、アスベスト調査結果について行政報告が予定されております。
各委員会からの提出案件については、先般開会の決算審査特別委員会報告書、町内所管事務調査報告書、道内行政視察報告書及び閉会中の継続審査申し出書が予定されております。意見書案については、記載のとおり4件が提出されております。それぞれ本会議において審査することにいたしました。
次に、町長提案についてであります。議案第71号から77号までは本会議において審査することにいたします。
議案第78号、79号及び80号については、議案内容の関連性を考慮し、議長を除く17名の委員で構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。
議案第81号から第88号については、同じく17名の委員により平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することと決定いたしました。
次に、本定例会に通告のあった一般質問者は7名であります。
最後に、会期についてであります。本日より15日までの3日間とすることで決定いたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日13日から15日までの3日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日13日から15日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案などは、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成17年9月28日開会の第3回定例会終了後から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、11月24日、25日に東京で行われた第49回町村議会議長全国大会並びに第30回豪雪地帯町村議会議長全国大会に私が出席いたしました。

この際、議員の皆様申し上げます。関係資料を別途議員控室に備えることにしておりますので、ご了承いただき、後ほど閲覧をし、ご参考に供していただきたいと思います。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、例月出納検査報告書を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 日程第6、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

アスベストに関する町有施設の調査結果とその対応について、行政報告をいたします。

アスベスト問題につきましては、国や北海道において8月より、アスベストの含有量が1%を超える吹きつけアスベストや吹きつけロックウール、ひる石吹きつけを使用している施設についての使用状況調査を開始し、厚岸町としましても同様に、これらの類似品を使用している町有の各施設について、空気中の飛散状況調査や製品の成分分析を

行いました。

その結果、空気調査では全施設が、アスベスト繊維数濃度が1リットル当たり0.5未満という状況でありました。

11月25日に調査報告があった成分分析では、昭和62年建て町営住宅奔渡団地の105号室住宅居間の天井から1%以下、生活改善センター大研修室の天井裏の吹きつけロックウールから1%超過、浄水場の地下ポンプ室天井から1%超過でアスベストが検出されました。また、学校につきましては、尾幌小中学校の屋体への渡り廊下及びステージ横の放送室と更衣室の天井・壁内の柱・はりに吹きつけられていたロックウールから1%を超えるアスベストが検出されました。

これらの調査結果への対応としては、現在1%以下の製品は法的に調査対象や除去・封じ込め・囲い込みなどを行わなければならない製品とはなっておりませんが、安全を確認するため、町営住宅につきましては、12月4日に対象住宅入居者に経過と内容について説明を行い、1階から3階までの18戸のうち未調査である17戸の空気検査を行うことといたしました。

生活改善センターにつきましては、現状では天井裏にあり空気中に飛散する状況にないことから、天井の空気漏れの箇所がないか再確認の上、当面は定期的な空気調査を継続することで安全確認を図ることといたします。

浄水場につきましては、地下ポンプ室の天井部分における吹きつけ塗装されたアスベストは、空気量調査では検出されず、現在のところ飛散のおそれはありませんが、平成18年度においてアスベストの除去工事を行うための検討をしているところであります。

尾幌小中学校につきましては、現状は天井や壁で囲い込まれており、さきに実施した空気調査においても基準内であることが確認されておりますが、今後さらに測定箇所を変えるなどして調査を行うこととしております。また、児童生徒が長い時間生活する場所ですから、囲い込みの強化や、できれば撤去も視野に入れて検討を進めており、児童生徒並びに学校関係者の皆さんが安心してできる対策を講じてまいりたいと考えております。

アスベストが検出された町有施設利用者の健康診断への対応として、町営住宅の入居者につきましては、今後、室内大気中のアスベスト浮遊状況について空気調査をいたしますが、次の3通りの検討をしております。

まず、空気調査前の対応であります。居間天井のアスベストはクリソタイルで最も毒性の弱いものであり、さらには1%以下というWHO基準値を下回る含有量であり、かつ安定した状態で、飛散するおそれや簡単にはがれることがなければ安心できると考え、現段階では健康診断の必要性はないと思われま。

次に、規定値以上の浮遊アスベストが確認されたときにつきましては、対象居室使用住民のアスベスト健康被害を健康診断する必要があると考えられますが、具体的な事例が出現した段階で速やかに具体化を急ぎたいと考えます。なお、被害者救済法案の内容や、国の地方への財源措置状況とも密接に関係することから、情報収集に努め注意を払って検討してまいります。

さらに、検査前、検査後にかかわらず、居住している住民のアスベストによる健康不安に対応して、町立厚岸病院において、一次健診として、せき、たんなどの症状の有無

や胸部エックス線直接撮影などで対応可能であり、その結果、精密検査が必要と判断された場合には専門の医療機関を紹介し、二次健診としてCT検査などを行っていただくことを想定しております。この費用については、現時点では個人負担とならざるを得ない状況ではありますが、北海道から国に対して緊急要望が上げられているところであります。

以上、町有施設でのアスベスト調査結果とその対応についてご報告いたしました。アスベストの健康被害に遭わないよう、また、アスベストによる疾病や早期発見、早期治療、さらには労働災害への対応などに関する諸問題に今後とも取り組んでまいりたいと存じます。

●議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきます。

ございませんか。

（な し）

●議長（稲井議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第7、認定第3号 平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本7件の審査につきましては、平成16年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し閉会中の審査を求めていたところ、今般審査結果の報告が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

8番、音喜多委員長。

●音喜多委員長 各会計決算審査特別委員会審査報告をいたします。

平成17年12月8日、第4回臨時会において、平成16年度各会計決算審査特別委員会に付託されました認定第3号 平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成16年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の審査については、去る12月8日、本委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

●議長（稲井議員） まず、認定第3号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成16年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成16年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号 平成16年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成16年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成16年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成16年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号 平成16年度厚岸町サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

●議長（稲井議員） 日程第8、一般質問を行います。

初めに、3番、南谷議員の一般質問を行います。

3番、南谷議員。

●南谷議員 皆さん、改めましておはようございます。

第4回定例会に当たり、さきに通告してあります2点について質問をいたします。

まず第1点目でございます。太田農村公園パークゴルフ場の大きな池についてお尋ねをさせていただきます。

この池は、団体営農村総合整備事業3億2,100万円で、平成2年から平成10年までの事業の一環として、平成6年、面積が3,980平方メートルで工事が完成し、整備されたものでございます。この池は、パークゴルフ場の中央に位置し、改修当時は冬期間は学校のスケートリンクとしても活用がなされておりました。しかしながら、今日、この池はため池であり、水も大変濁り、ボウフラが発生しております。近くに太田小中学校があり、太田の皆さんやパークゴルフ愛好者の皆さんからも、衛生管理上問題があると指摘がなされております。

この池の管理には、春と秋の年2回、高齢者事業団と建設課役場職員の皆さんが汗を流しながら池内の草を刈っておるわけでございますけれども、年2回の草を刈るにしても、真夏は葎がぼうぼうで池の景観をなしておりません。また、かつてはスケートリンクとして活用も、子供が少なくなり維持管理が困難ということで現在は利用されておら

ないし、将来的にも利用がなされないそうであります。太田の皆さん、太田自治会さん、パークゴルフ愛好者の皆さんにも、それぞれの皆さんから池を埋め立てし芝を植えるなどの活用を強く望んでおる声が聞かれております。私も池を埋め立てすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございますが、例年のことではありますが、この時期、厚岸町の次年度の予算編成時期でございます。

そこで、まずもってお伺いをいたします。平成18年度の予算編成に当たっての基本方針についてお尋ねをいたします。

次に、平成18年度に着手される事業の中で、目玉事業は何があるのかお伺いをいたします。

3番目に、新聞等マスコミのニュースを見聞きしていると、高齢者の医療費の負担増を初めとする介護保険事業、障害者福祉事業、児童福祉事業等々多くの事業に、政府は国の持ち出し金を削減すべく取り組みを進めてきており、対象となられる皆さんたちにとりまして、将来の生活に不安をぬぐえない状況下にあります。一体、福祉事業はどうなるのだろうという非常な不安感になっておられることと拝察を申し上げる次第でございます。この現下の状況の中で、厚岸町は平成18年度福祉事業等どのように取り組んでいかれるのかお伺いをさせていただきます。

4番目でございます。投資的事業の見通しは、さらには箱物や道路整備、維持補修事業などのような予算はどのようになるのかお尋ねをさせていただきます。

5番目、近年、厚岸町の事業は防衛庁の予算によるものが非常に多くなり、その影響は非常に大きいものがあります。そこで、防衛庁の18年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金の見通しについてお伺いをいたします。

6番目でございます。町長は、第2次財政運営基本方針を樹立されております。さらには平成17年4月に、平成20年度までに単年度で約6億円の歳出削減、歳入の確保に取り組む短期改革プログラムに加え、平成36年度までの20年間の中長期計画を樹立されました。平成16年度2%、平成17年度は13%の経常経費の削減を実施するなど、財政基盤の強化に努めておられます。

一方、職員の皆さんにおかれましても、人事院の勧告を下回る給与の1割カットを断行するなど、しっかり私は頑張っていると拝見しておりますが、それ以上に交付税などはますます細くなってくるなど、国や道の動向は大変早くて厳しいものがございます。特に道は、来年3月までに3万人、5万人規模の基礎的自治体の合併シミュレーション構想まで打ち出してきております。厚岸町の将来像を見据える上でも大切な平成18年度であり、この18年の総体予算の見通しについてお伺いをし、第1回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、南谷議員の質問にお答えいたします。

まず、太田農村公園パークゴルフ場の池についてでございますが、本施設は団体営農村総合整備事業により、平成6年度に3,980平方メートルの池を改修整備したものであり、

パークゴルフ場内の湧水や雨水の処理対策のほか、学校教育の一環として自然観察にも利用されております。管理上では、自治会からの要望もあり、年2回池内の雑草駆除を町直営で実施しております。

最近、パークゴルフ愛好会や自治会からも、質問者が言われる池の埋め立てについて口頭での要望もありますが、学校の体験学習などの関係や当該施設整備には補助事業で行われており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触する問題があり、関係部局と協議を進めております。

補助金の適正化法については、法第22条財産の処分の制限に基づく関係省庁の承認を受けることにより改修は可能となりますが、その際には補助金の返還を求められることになり、また、埋め立て造成するには多額の費用がかかることに加え、広い面積の水処理も考慮しなければなりませんので、早急な整備は難しいと思いますので、今後、造成手法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、平成18年度厚岸町の予算編成についてのご質問であります。国では、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針2005において、平成18年度予算を構造改革の総仕上げに向けた重要な予算と位置づけ、義務的経費を含め聖域なき見直しを行い、地方歳出についても徹底的に見直すなど、歳出改革路線の堅持・強化を図るとしております。また、骨太の方針による地方財政の三位一体改革で示されているはずの地方への税源移譲案はいまだ決まらず、現在においても各省庁で折衝が行われており、その内容は徐々に明らかになってきていますが、具体的な内容は今後示される地方財政計画で明らかになる予定です。

このような状況の中、厚岸町では、去る11月18日に平成18年度予算編成方針を関係各所に発し、その見直しについて、その時点で知り得る情報をもとに財政推計試算として公表いたしました。その内容は、これまで行ってきた行財政改革事項や新たに補正要因となるさまざまな事項を織り込み、平成17年度の最終予算見込みをベースとして、平成17年度中の独自要因を除くほか、平成18年度で減少する公債費償還額等を考慮し、財政推計を立てましたが、残念ながら財源不足を3億9,500万円と試算したところであります。

こうした状況を乗り切るための財政計画の基本方針としては、平成14年度から実施してきた各課枠配当予算の継続や各種団体などへの補助金の見直し、加えて、昨年度に引き続き人件費の削減などにより財源捻出を進めていきたいと考えております。

次に、目玉事業は何ですかについての質問であります。財政状況が厳しい中であって、町民からの要望事項をすべて組み入れる状況にはなっておりませんが、私の公約でもあります真龍小学校の改築を予算に盛り込む考えであります。

しかしながら、地方財政の三位一体改革で、義務教育施設整備事業の国庫補助負担金の一般財源化が打ち出されており、現在においても関係省庁間で折衝中であるため、どのような状況になるかは不透明であります。関係機関と連携し、事業実施に向け、その財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉予算はどのようになるのかについてのご質問であります。福祉予算全般としては、これまで地方財政の三位一体改革により、国庫補助負担金が既に一般財源化されており、さらに、現在知り得る情報の中でも、福祉関係の国庫補助負担金も一般財源化の対象に挙げられているなど厳しい状況となっております。単に予算縮減を進め

るのではなく、町民のニーズにこたえることができるよう、福祉施策の充実・向上を図るべく予算措置をしてまいりたいと考えております。

次に、投資的事業、中でも箱物や道路整備、施設維持補修の見通しについてのご質問でございますが、現在、第4期厚岸町総合計画第7次3カ年実施計画の策定作業を進めているところでございますが、実施済み事業の償還金や町が関与する制度資金の利子補給などと、既に事業が採択されまたは執行中の補助事業、さらには実施の方針を固めている真龍小学校改築事業等の大型の事業に充てなければならない防衛調整交付金を除く一般財源が2億4,000万円に達しております。一方、投資的事業に充てることのできる防衛調整交付金を除く一般財源は、第2次財政運営基本方針で3億円以内におさめることが求められておりますので、調整できる財源はわずか6,000万円しか残されていないという状況にあります。

したがって、平成18年度は新規の単独事業をできるだけ抑制するとともに、緊急を要する施設及び設備の修繕や更新を最優先し、道路整備などにつきましても、費用対効果や有利な財源確保の可能性を見きわめながら事業を厳選し計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、防衛庁の特定防衛施設周辺整備調整交付金の見通しについてのご質問でございますが、防衛施設周辺の生活環境の整備などに関する法律第9条に基づく交付金は、自衛隊演習場の設置や演習にかかわる影響を支援する普通交付分と、米海兵隊実弾射撃訓練の分散移転に伴う影響を支援する特別交付分に区別されております。このうち特別交付分につきましては、平成18年度はこれまでの矢白別演習場における米海兵隊の訓練サイクルでは訓練のない年に当たるため、今のところ3,000万円程度しか見込むことができず、今年度と比べ1億2,000万円以上の減額を覚悟しなければなりません。この交付金は最も有利な財源として、投資的事業は大きくこれに依存しておりますことから、平成18年度は事業をより厳選していかなければならない状況にあります。

最後になりますが、総体予算の見通しについてのご質問でございますが、国における地方財政計画が公表されていない現段階において、総体予算はあくまでも見込みとなりますが、一般会計ベースでは約80億円前後と見込んでおります。今後、公表されます地方財政計画及び平成18年度予算編成作業によってその額が変動いたしますが、できる限り歳入予算の財源確保に努め、収支のバランスを保てるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の池の埋め立てにつきましても、補助事業での改修工事を実施しているという点や財源の問題等、課題は、私はいろいろあろうかと存じますけれども、衛生環境上の問題や太田の自治会の皆さんの要望、さらにはパークゴルフ愛好者の皆さんの思いというんですか、それらの思いもありますので、ぜひ、いろいろな課題があろうと存じますけれども取り組んでいくべきと考えます。

次に、2点目でございます。

1番目の予算編成の基本方針につきましては、財政健全化へ向けて取り組みを、私はしっかりしていただきたいと考えますし、いろいろ多くの課題があろうと存じますがけれども、はっきりとした明確な方針を立て、それに向けて取り組んでいただきたいと存じます。

2番目の目玉事業でございますが、真龍小学校の建設についてお尋ねをさせていただきます。

平成18年度に事業実施計画を樹立されておられるようでございますが、当初予定していた国の交付金が少なくなってきた、町の持ち出しがふえるというようなお話も私は耳にしておりますが、その真意というんですか、先ほどの答弁にもありましたが不確定要素の部分があるやに見えますが、その真意というものをもう少し具体的に説明をいただきたいと存じます。

また、環境に配慮したヒートポンプの暖房を計画しているという説明を受けました。この件につきましても、産業建設常任委員会で視察にも行ってまいりましたし、調査もする予定中でございますけれども、この件や、今まさに耐震強度の問題がクローズアップされております。これらのお話を耳にしますと、真龍小学校の建設は本当にしっかり大丈夫にやれるのだろうか大変不安になります。設計や監理、さらには建設後の学校の運営面などどのように取り組んでいかれるのか、今のスタッフで本当に大丈夫なんだろうか、そんな疑念がわきます。どのように取り組んでいかれるのか、ご答弁を求めます。

3番目に福祉予算についてお尋ねをいたします。

福祉事業はメニューが多くあり、あの制度、この制度とありますが、一つの事業にこだわらず、例えば本当にぎりぎりの生活をしている人たちに、ぜひ現状の制度維持や負担増とならないよう努めるべきと考えますが、また、編成方針、平成18年度分ですね。5%ぐらい削減をめぐりに実施してまいりたいというご答弁でございましたけれども、この福祉事業においてはどのようになっていくのか。さらには、将来的に財源が厳しくなった場合、個人の負担や制度維持はどのようにされていかれるのか、お伺いをさせていただきます。

4番目に、投資的事業の見通しについてでございます。

私が調査させていただきましたところ、ピーク時の平成12年度、土木事業、建設事業、下水道工事、3つの工事の合計発注件数が100件、請負額が27億4,600万円でございます。このような大きな実績があったものが、平成16年度は49件、9億6,900万円となり、平成17年度現時点で土木工事は2億3,200万円、建設工事は6,800万円、下水道工事の方が1億6,600万円、合計で発注件数が38件、請負額が4億6,800万円、単純に平成12年を100とした場合、平成16年が35%、平成17年は17%まで落ち込んでおります。先ほどお聞きしましたけれども、平成18年度は下水道と学校を除くと超縮小予算と想定されますが、真龍小学校以外の学校の各施設や、それぞれ厚岸町が所有している各施設の計画的な維持補修というものは本当に大丈夫なんでしょうか。財源が厳しいからといって、なおざりになっているのではないのでしょうか。しっかりと計画的に取り組んでいかれることこそが、むしろ経費の削減になるのではないのでしょうか。場当たりの対応策で

はむしろ将来に、駅の一つとってもそうです。大きな禍根を残す結果になるのではないのでしょうか。もう少し、この辺もしっかりと計画的に対応していけるような予算づくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、厚岸町内の道路でございます。町民からは、他町村から比べると非常に舗装の面も含めて町長頑張っておられるという評価はありますけれども、実際にまだまだ町内に舗装のされていない場所もございます。その方々からは、ぜひうちの前も前からお願いしているけれどもという切実な声もありますし、さらには、既に舗装のところでも、でこぼこで大変なんだとこういう声もありますが、今年並みの維持補修関係で果たして町民のそういう声にこたえていけるのでしょうか。これらのことや建設事業、先ほど冒頭申しましたけれども、厚岸町にとりまして多くの業者の皆さん、そこで働く皆さん、厚岸町の経済に大きく反映をしておると私は思います。この辺の動向につきましても、以前の議会でも私は発言をさせていただいておるんですけれども、町として、しっかりと取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成18年度の総体予算の見通しについてご答弁を聞かせていただいたわけでございますけれども、厚岸町の自主財源の占める割合が2割程度、平成18年度も、平成17年の実績が落ち込んでおるわけでございます。そうしますと、今年の実績が来年度に反映するわけですから、平成18年度の予算というものは明らかに大変厳しいものになってくるんだろうなど、このように推測をするわけでございます。本当に平成18年度は将来の町づくりのためにも、私は正念場の年となると考えております。活力のある厚岸町づくり、まずは、私は、町政の財政基盤確立が不可欠であり、そのための3つの提言をさせていただきたいと考えました。

まず1つ目でございますけれども、町の組織改革が必要ではないのでしょうか。今年も実施をされておられますが、私は、さらなる改革が必要ではないかと考えます。各課の事業を洗い直していただき、民営化できるものと直轄にしておくべき事業、それぞれの事業の精査、整理が必要と考えます。今日、職員の皆さん、少数精鋭主義が求められておると思います。各課がもっと連携がとれ、密にならなければならないのではないのでしょうか。今年1年振り返ってみましても、私の思うところ、2つの議論がこの議会でもなされておると思います。もっと各課との連携と組織づくりや、小さな国づくりということがよく国会で唱えられておるんですけれども、町もそのような組織を求められている時代にあって、本当に少ない職員の皆さんでますます負担が多くなることを町民は求めておると思います。ですけれども、町民の皆さんは、どの課における職員の皆さんにも、厚岸町の職員という判断で求めてくるものがあります。そういった意味で、皆さんにお願いしたいのは、私は、もっと連携のとれた組織づくりが必要ではないのかな、そのようでございますので、いかがでしょうか。

2つ目でございますが、職員給与1割カットで、職員の働く意欲のことがよく町民の中にも憂慮される声がございます。平成18年度は、町長ほか三役の報酬1.5カ月削減の条例案が今定例会に上程されており、また、職員の皆さんにおかれましても既に交渉を終えられたと聞き及んでおりますが、まずもって、それぞれの英断に敬意を表するものがございます。しかしながら、職員も人間でありますし家族もいる、将来の生活設計もあるかと思っております。いつまでも1割カットが続くのでは、私は、やる意欲というのは失

われるのではないかと考えます。財務推計上の見通しをしっかりと立てていただき、何年後には職員の給料というものはこうなるんだというシミュレーションが必要ではないでしょうか。

3点目でございますが、今年4月に基礎自治体としての長期財政基盤の確立を目指し、厚岸町財政自立シミュレーションを作成されました。この推計は、平成36年までの20年間の長期推計であります。第2次財政シミュレーションを主体としたものであると判断しております。平成16年・17年度分が大きく変革してきておりますし、当然36年までの推計という、この2年間の数字を加算していったものにすぎないのではないのか。実際に平成18年度は、この第2次シミュレーションの枠を超えて、さらなる5%の削減に取り組まなければならない方針を打ち立てておられるというご説明があったわけでございますけれども、苦勞して長期財務推計を樹立しておりますが、国や道の動向がさらに早くなってきている分、今日、単純に率を加算したような長期財務推計は合わなくなってきているのではないのかな。3年間ぐらいをめぐり、何ができるのか、何が可能なのかを見定め、さらなる、私は実態に合った第3次財務推計が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上の3点を提言させていただき、第2回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 教育委員会から、予算編成方針にかかわります目玉事業であります真龍小学校の建設、これに関するご質問にお答えいたしたいというふうに思います。

まず最初に、国の交付金といいますか、負担金、補助金だというふうに思いますけれども、この辺の減額の心配、いろいろな不確定要素があるということでございます。確かにそのとおりでございまして、決して見通しがはっきりしている状況ではございませんけれども、今現在、盛んにその辺のところをはっきりさせるべく努力してございます。

現在の状況でございますけれども、まず、一般的に言われております三位一体にかかわる部分、これで義務教育国庫補助負担金の部分が、実は先生方の給料といいますか、その部分と合わせまして公立学校の施設整備費、この辺も一般財源化にするというような内容で進んでございました。このたび、はっきり中教審の答申が出まして、それから、政府の判断もつきまして、公立学校施設整備費については原則従来のままということではございますけれども、実は各省庁に割り当てされております補助金関係の削減、文科省の部分としてあるわけですが、この分を公立学校施設整備費の方から減額するというふうなことになっておりますので、全般的には学校建設予算、これが削減になるかというふうに思います。これは最近のことだけではなくて、実は平成16年度から国の一般的に見ます負担金や補助金、この総額が減ってきてございます。単純に申しますと、今まで私どもが平米当たり幾らということを出した単価、これは一応文科省として認められる単価がございまして、この90%ぐらいが大体負担金、補助金ということで交付されてございましたけれども、今はこれが70%台まで下がってきているとい

うような状況でございます。

ただ、私ども、事業全体で考えるときに、まず、確かに負担金、補助金、大きなウエートでございますし、それから、実際の単価が決まって総体補助ベース額が決まります。そのときに、補助金を差引いた後の起債ということになりますけれども、この起債の後年度に返ってくる分といいますか、国から入ってくるお金が70%ございますけれども、このような中の計算を総体的に行った中で事業全体を見通していきたいというふうに考えていますので、今現在その作業中でございますので、詳細について詳しくは申し上げられませんけれども、そのような作業の中で進めております。

それから、ヒートポンプの関係でございますけれども、ヒートポンプ、厚岸町地域省エネルギービジョンという事業の中で委員会の企画提案いただきました中で、実は真龍小学校のヒートポンプということで進んでいるわけでございますけれども、ご存じのように省エネということそれから地球温暖化の関係に二酸化炭素の排出抑制、こういうものがありまして、ぜひともヒートポンプでいきたいというふうに今現在も考えてございます。ただ、実は事業手法としましてエコスクールという事業の中で展開を考えてございました。エコスクール事業の認定を受けた中で、経済産業省の方の事業展開を考えてございましたけれども、昨年、その事業が環境省に移ったというような話になってございます。その中で、今現在、環境省との詰めをしておりますが、この事業の展開次第では、ヒートポンプの根本的な見直しも今は必要なのかなというところまで来てございます。今後とも補助事業をにらみながら、もう少し早目に、予算編成までに何とか結論を出したいというふうに考えております。

それから次に、耐震強度の問題でございますけれども、最近、特ににぎわしております構造設計の問題でございます。実は、この構造設計、基本設計の中でもお示ししているかと思っておりますけれども、従来が一番安定といたしますか、今までの中で実績のある構造の中で割り増しをさらにきつく見まして安全性を高めるといような状況でありますので、構造的にご心配をいただくようなことはないというふうに考えてございます。

また、事業展開におけます設計や監理それから運営に関して、現在のスタッフ等で大丈夫かというようなお話でございますけれども、当然実施設計、もう既に発注されておりますし、発注となりましたら工事監理その他は委託を考えてございます。また、運営につきましても、計画的な運営の方針を出しました中で、学校、教育委員会、スタッフ総がかりで、問題のないように運営を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員）　パーク場についての答弁を建設課長からいたさせます。

建設課長。

●建設課長（北村課長）　すみません、お答えが前後いたしまして、まことに申しわけございません。

1点目のご質問の太田農村公園パークゴルフ場の関係でございますけれども、質問者言われるとおり、確かに課題がございます。補助金の適正化法さらには環境衛生上の問題等もございます。その中で、やはり厳しい財政事情の中で考えますと、池そのものの

目的をある程度阻害しないような手法なんかを考えると、適正化法の中でも、返還の中でも、それをある程度猶予できるような方法も含めて、いろいろ検討しながら手法を検討していきたいと思っておりますのでご理解いただきたい。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

まず、基本方針について、取り組みについてしっかりやってほしいということでございます。実は、国の予算編成方針が17年12月6日に閣議決定してございます。この中に地方財政というところがございまして、町として一番注目するところの地方交付税について記載がされております。類似の基本方針に基づき、国の歳出の見直しと歩調を合わせ、地方歳出を見直し抑制等の改革を行うということで、交付税につきましては具体的な数字は当然方針ですのでうたっておりませんが、現在、財務省の方で予算編成をやっている最中でございます。これが12月暮れには原案内示がされると思っておりますが、これを見きわめた中でしっかりとした取り組み、基本方針に基づいてやっていきたいと、このように考えます。

ただし、最近いろいろな情報が飛び交っておりまして、必ずしもよい情報はございません。閣議決定に伴う予算編成方針からいっても、交付税が伸びるということは全く考えられないというふうに考えております。そういう意味からして、これら今後の状況、推移をきちっと見きわめた中で対応してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと思っております。

それから、福祉予算についてでございます。編成方針の中でどのように対応していくのかということでございます。編成方針の中におきましては、先ほど質問者おっしゃられましたとおり、削減率5%ということを考えてございますが、これは、福祉予算につきましても例外ではございません。ただし、先ほど町長の答弁にありましたとおり、単に予算縮減を進めるのではなく、町民ニーズにこたえることができるよう、福祉施策の充実、向上を図るべく予算措置をしまいたいということで、極めて抽象的な答弁になりますが、そのように考えておりますのでご理解賜りたいと思っております。

それから、3点目の給与カットについてでございます。ある程度のシミュレーションが必要と考えるということと、それから、第3次財政運営基本方針の見直しをやるべきではないかというご指摘でございます。

過日お示しさせていただきました財政自立シミュレーションにおきまして、その中の進行管理というところに、財政自立シミュレーションにつきましては毎年度ローリング、見直しを進めて管理していくという項目がございます。この項目の規定に基づきまして、一定程度の状況変化に対応できる見直しをしていきたいというふうに考えてございます。その際におきましては、国の三位一体の総仕上げである18年度、これらの状況、国がどのような手法を用いて地方に対する税源移譲等の決定をするかわかりませんが、それらを十分見きわめた中で、ローリングいわゆる見直しをしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 私の方から、投資的事業の関係についてお答えを申し上げます。

まず、町が所有するさまざまな施設の維持補修は大丈夫なのかというご質問でありました。質問者おっしゃるとおり、計画的な維持補修が施設を延命させ、そして効率的な活用、有効な活用ができるということは言うまでもないところでございます。しかしながら、現状におきましては財政状況がそれを許さないということになっておりまして、現在、我々が18年度の予算にそれをどう反映させるかという点で考えていることは、緊急さらにはかつ住民生活に影響の大きい、そういった維持補修に厳選して計画に盛り込まざるを得ないというふうに考えておりますので、その点についてご理解をいただきたいと思っております。

したがって、道路等につきましても同様でありますけれども、住民要望が非常に多いわけでありまして。これまで防衛庁の調整交付金をできるだけ効果的に活用しながら道路の整備を進めておりますが、先ほど答弁で申し上げましたように、18年度につきましては、今のところ米海兵隊の演習がない年に当たるということで、米軍の演習に係る交付金が大幅に減らされるという見通しの中で、今年についてはさらに厳しい、道路につきましても厳しく厳選していかなければならない状況にある、あるいは我慢していかなければならない状況にあるということについてご理解をお願いしたいと存じます。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 職員の関係につきましてご答弁を申し上げます。

職員の給与の関係につきましては、1回目の答弁の中で町長が申し上げておりますけれども、現状の財政状況、事情、こういったことを考えますと、引き続き来年度においても削減の措置をとらざるを得ない。そうしなければ予算編成そのものが困難だという、非常に厳しい状況にあるということでご答弁を申し上げているところでございます。

なお、質問議員さんがおっしゃるように、この措置が延々と続くのかと、こういうことでございますけれども、やはり私どもも、そういう形というのは決して好ましい形ではないというふうに考えてございます。そういった中でシミュレーション云々という形でございますけれども、現状の中で交付税の削減を対象とする、いわゆる財源確保という部分が非常に厳しい状況が予想を上回ってきているというような部分もございまして、こういった中身を見据えた中での対応、こういった部分をしていかなければならないな、このように考えております。

ご案内のように、職員の機構改革、こういった部分もこれまでも進めてきておりますし、あわせて、職員の定数削減いわゆる定員管理でございますけれども、こういったことを進めさせていただいております。現在の定員削減計画におきましては、21年度までの5カ年間という形でお示しをいたしておりますけれども、21年度末、つまり22年3月末までには5年間で41名の職員を削減しようという計画になってございます。しかしながら、これも今後におきます財源推計、国の地方交付税の動き、こういった部分をし

っかりと見据えながら、こういった計画、これらについても見直しを当然進めていかなければならないなど、このように考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 再々質問をさせていただきます。

それぞれ平成18年度の予算編成に当たって考え方をお聞かせいただいたんですけれども、まだまだ、あれもこれもと質問したい部分というのはあるんですが、あえて質問をいたしません。いろいろな思いはあります。どの課にとっても、それぞれ私の思いというんですか、住民の声を反映できているのかという部分では思いはありますけれども、置かれている状況、大変厳しいものがあり、この現状を踏まえて、各事業、創意工夫をされまして、しっかりと将来の厚岸町の町づくりに結びつくような予算編成をしていただくよう申し述べまして、3回目の質問といたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

平成18年、来年の予算につきましては、それぞれの担当課から答弁がありましたとおり、大変厳しい状況にあるわけでありまして。私といたしましても、本町が置かれております状況について十分に認識をしながら、国の構造改革や地方分権の推進などによって大変厳しい状況にあるという認識を持ちながら、今後とも、財政の健全化に向けて全力を傾けながら町民のニーズにおこたえをし、21世紀のすばらしい厚岸町をつくってまいりたい、そういうふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、1番、室崎議員の一般質問を行います。

1番、室崎議員。

●室崎議員 さきに通告いたしました一般質問通告書に従ってご質問申し上げます。

1問目が、いわゆる特区についてであります。

これは、11月25日の新聞に出てまいりまして、町民の間でもいろいろと話題になっておりますのでお聞きいたしますが、今回認定を受けた福祉有償運送セダン型車特区というものの内容についてご説明をいただきたい。

それから、現在、厚岸町ではどのような内容の移送サービスないし運送サービスが行われているのかご説明をいただきたい。

3番目として、この特区認定を受けたことで、どのような新たな事業展開がなされるのか、また、現在行われている移送サービスないし運送サービスはどのように変わっていくのか、この点についてお聞かせをいただきたいわけでありまして。

2問目が、インフルエンザ等の感染症対策についてであります。

例年流行するインフルエンザ、また、今回いろいろと話題になっております新型イン

フルエンザ対策についてであります。乳幼児、学童、老人等の特に注意を要する対象者、それから、学校、病院、特養、家庭、職場等、個々のそれぞれの機関における対策及び町の指導ないし連携としての対応を具体的に説明していただきたいわけであり。特に、1番と重なりますが、心和園、デイサービスまた病院というところでは、インフルエンザの流行に対してどのような対策をとっているのか、これについても具体的に説明いただきたいわけであり。既にインフルエンザ、町内で、はやりつつあるという声もありますので、具体的に説明をいただきたいわけであり。

3番目がアスベストについてです。

現在まで調査で明らかになった町内の建物、公共建物、民間建物でのアスベスト使用の状況と除去等の対策についてご説明をいただきたい。

2番目として、アスベスト使用可能性のある建材の調査は行うのか。民間建物についてはどうなのか。

3番目、公共建物、民間建物を問わずですが、それにおける解体、補修などの際の対策についてはどのように対応なさっていくのか。

4番目として、健康調査、健康相談及び被害者救済、これは国の対応、道の対応があると思いますが、町として、それらと連携してどのような対応を行っていくのかの見通しについてもお聞かせをいただきたいわけであり。

なお、行政報告でこれの一部が既に町長の方から言われておりますので、その点は重複すると思いますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1番、室崎議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、特区についてであります。11月22日、内閣府から「厚岸町あみか福祉輸送特区」が認定された旨の連絡を受けたところであります。この特区は、これまで道路運送法第80条第1項の許可を受けて実施してきている福祉有償運送において、移送用福祉車両に限定されている規制を解除し、認定された区域におけるセダン型等の一般車両の使用を可能とするもので、事業に関与する主体は、厚岸町内で活動を行う社会福祉法人などです。今後、厚岸町が主宰する厚岸町あみか福祉輸送特区運営協議会において、特区の区域内で活動する社会福祉法人などから提出される許可申請書案の詳細を議論いただき、運営協議会において認められた後に、申請団体から釧路運輸支局長へ許可申請して許可を受け、平成18年4月から事業展開できることになっております。

サービス提供の対象者は、介護保険法に基づく要介護者・要支援者、身体障害者福祉法に基づく身体障害者、その他単独での移動困難者とし、運送の対価については、認定の要件から、上限は一般旅客自動車運送事業のおおむね2分の1とされていますが、サービス提供対象者の多くが介護保険法に基づく要介護者・要支援者であることから、事業主体では介護報酬の10%を基本に検討される予定であります。

次に、2点目の現在厚岸町で行っている外出支援サービス及び乗車降車介護サービスの内容であります。

外出支援サービスについては、現在57人が登録され43人が利用されておりますが、厚岸町介護予防・生活支援事業条例第2条第1項第5号に掲げている事業であり、移送用福祉車両によって、自宅から医療機関や在宅福祉サービスの提供場所まで送迎する事業で、その対象者は一般車両による移動が困難な高齢者及び身体障害者であって、申請により登録し、利用者負担を求めないで事業の実施を社会福祉協議会に委託して行っております。

また、乗車降車介護サービスについては、介護保険対象サービスとして、利用者と事業者の契約により、要介護者及び要支援者の14人が移送用福祉車両やヘルパー車両によって、自宅から医療機関までの移動手段として、社会福祉協議会のサービスを利用されています。利用者負担は介護報酬の10%であり、現在は片道当たり100円の負担となっております。

次に、3点目の特区認定を受けたことによる新たな事業展開ではありますが、これまでの乗車降車介護サービスを、特区によるセダン型一般車両を使用した福祉有償運送として地域に定着させていくことが第一義と考えております。今後、事業主体において新たな事業計画案がある場合には、町との事前協議を踏まえて運営協議会において協議してまいります。

また、現在行われている外出支援サービス及び乗車降車介護サービスの今後の変更点ではありますが、乗車降車介護サービスの供給体制が、移送用福祉車両からヘルパーの運転するセダン型一般車両に広がることとなりますので、現在の外出支援サービスの対象者のうちで介護認定を受けられた方々が、乗車降車介護サービスに変更して契約移行しやすくなり、そのことによって、移送用福祉車両に限定されている外出支援サービスの受け皿が広がり、現在待機待ちになっている新規希望者のニーズにこたえることが可能になるものと考えております。

次に、インフルエンザ等の感染症対策についてお答えをいたします。

インフルエンザについては、冬の到来とともに厚岸町内においても患者の発生が報告されていますが、11月22日付で釧路保健所から社会福祉施設、医療機関、教育委員会、幼稚園、厚岸町などに、「この冬のインフルエンザ総合対策について」が送付され、予防対策の徹底が強調されているところであります。

インフルエンザを発症しますと、抵抗力の弱い子供はインフルエンザ脳炎・脳症を併発したり、高齢者は肺炎などの合併症を引き起こし、時には命にかかわることもあるため、予防の徹底と早目の治療が重要とされています。

厚岸町においては、高齢者を対象にした予防接種券の交付を10月11日から12月22日まで実施しており、感染予防と重症化防止を目指しておりますし、町内医療機関においても広く町民に予防接種を呼びかけているところであります。

広報を活用したインフルエンザ情報の提供も、10月号と11月号に関連記事を掲載し、手洗いとうがいの徹底、マスクの利用や部屋の湿度管理などに注意を払い、いつもと違う症状と感じたときには早目の受診を呼びかけております。

今後とも流行が懸念されるときには、随時防災無線を活用し予防策について注意を喚起してまいります。

さらに、病院や高齢者施設での施設内感染防止対策では、施設と保健介護課との情報

の共有に努め、取組事例の交換を目的として随時打ち合わせを行うこととしておりますし、保健所や児童館では、施設内に殺菌消毒液を配備し、手洗いとうがいを徹底するなど、予防策について保護者の協力もお願いしております。

また、各学校にあっては、職員会議での情報の共有化を図り、子供たちへは、学校内や自宅で手洗いとうがいを励行するよう指導するとともに、保護者へは、保健だよりや学級通信などで予防対策をお願いしていると伺っております。

一方、新型インフルエンザについては、東南アジアで鳥から人への感染が確認されておりますが、11月14日現在、人から人への感染は基本的にない段階であると発表されております。しかしながら、今後においては予断を許さない事態も想定しておかなければならず、厚生労働省の新型インフルエンザ対策推進本部が11月14日に決定した新型インフルエンザ対策行動計画を受け、釧路保健所では今月中に釧路地域の行動計画をまとめるとのことであります。

厚岸町における行動計画はその後に精査いたしますが、それまでの間はSARS対策行動計画に準じて対応を行うとともに、これまでのインフルエンザ予防策を徹底してまいります。

次に、特に心和園、デイサービス、病院ではインフルエンザの流行に対してどのような対策をとるのかとのお尋ねでございますが、まず、心和園においては、10月21日、感染対策委員会を開催し、インフルエンザ対策について協議しております。その内容としては、まず、利用者及び職員の予防接種であります。利用者につきましては家族の了承をいただいて接種することとし、11月8日と15日に入所者50名全員とショート利用者6名、また、22日と29日には職員27名のワクチン接種を済ませております。また、介護員にインフルエンザ予防に対する共通認識を持たせるため、11月19日に福祉センターでインフルエンザ対策として行われた医療研究会に職員15名を参加させております。

さらに、居室内の温度や湿度管理を重点に園内の環境管理を徹底するとともに、園外からのウイルスの持ち込みを遮断するため、職員の衛生管理はもちろんのこと、面会に来られる家族に対しては玄関に張り紙をし面会の自粛をお願いしておりますが、面会を強く望む家族については管理棟にある会議室で面会をお願いしているところであります。

また、ショートステイやデイサービスの利用者につきましては、担当ケアマネジャーと連絡を密にしながら、インフルエンザに罹患されている方のご利用を遠慮していただくようにご家族に十分説明しておりますし、利用日にお迎えする際には、車に乗る前に体調を確認するため、チェック用紙による聞き取り調査を実施しながら予防対策に努めているところであります。

今後、町内において流行が確認された場合は、外部来園者の完全遮断を行う予定でありますし、状況によっては、これまで行ってきたとおり、ショートステイとデイサービスの受け入れを一時中止としなければならないものと考えております。

施設内においてインフルエンザの疑いのある利用者が確認された場合には、即医療機関への受診体制をとっておりますし、検診の結果陽性と確認された場合は、その利用者が他の利用者との接触を防ぐ意味において施設内の一室に隔離するとともに、心和園とデイサービスの通路も遮断して事務職の緊急用務のみ出入りすることにしております。職員には、日ごろから、居室棟に入る前に管理棟にある手洗い場で十分な手洗いとうが

いを励行させておりますが、インフルエンザが流行した場合にはウイルスカットマスクと言われるマスクを着用させ、職員から利用者に感染させることは絶対に避けなければならないと考えております。

次に、病院でのインフルエンザ対策については、院内感染症対策委員会が主体となって、インフルエンザ対策の共通認識と情報収集を行いながら、感染源と感染経路の調査や対策について、対応マニュアルに基づいた行動計画の構築に努めております。

特に、院内感染を防ぐ上で、入院患者とその家族の皆さんの院内への出入りの対策が重要とされ、11月15日の委員会で入院患者へのインフルエンザ感染予防対策マニュアルを作成し、その中で、基本的考え方、入院患者の健康状態の把握、入院患者へのワクチン接種の推奨、面会者等への対応の4つの項目を確認し、危険の高い高齢の入院患者を中心に、同意を得た上で積極的なワクチン接種を行い、手洗い・うがいの励行を進めるなど、院内へ持ち込まれる前に防ぐことを基本に進めています。

さらに、感染予防や感染した場合でも、症状の悪化を防ぐためにインフルエンザワクチン接種の効果が大きいことから、10月号広報と防災無線で、外来での予防接種の周知を行い、外来患者には発熱やせきの症状のある場合にはマスクの着用を求め、一般患者と区別しながら早目に診察を行い、短時間で帰宅いただくなどの対策を講じながら、ポスターなどを掲示して、手洗い・うがいの励行による基本的予防法の呼びかけも強化しているところであります。

さらに、医療機関として職員から一般患者への感染があってはならないことから、健康上問題がない職員と委託業者従業員についてのインフルエンザワクチンの接種を完了しております。また、新型インフルエンザの感染が疑われる患者が受診した場合には、SARS対応マニュアルに準じた診療体制を講ずることとしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3点目のアスベストについて、現在までに調査で明らかになった町内の建物、公共建物、民間建物のアスベスト使用の状況と除去などの対策であります。配付した説明資料にありますように、公共建物については、アスベストの含有量が1%を超える吹きつけアスベストや吹きつけロックウール、ひる石吹きつけを使用している施設について、類似品も含め設計図書や現場確認をした上で施設を抽出し、空気中の飛散状況調査や製品の製品分析を行いました。

また、民間の使用状況については、北海道から依頼された形で建築確認申請をベースに、昭和31年から平成元年までに建設された建物で、吹きつけアスベストや吹きつけロックウールの使用可能性のある非木造500平方メートル程度以上の建築物を対象に、56件の所有者・管理者にアンケート調査を実施しております。その結果、学校施設を含め公共施設内の空気調査では、全施設が、石綿繊維数濃度が1リットル当たり0.5未満という状況でありました。成分分析では、町立尾幌小中学校の密閉されている天井裏で、アルモサイト（茶石綿）含有1%超過が検出されたのと、他の公共施設では、町営住宅奔渡団地の昭和62年建て、サンプリング調査の協力を得た105号室の住宅居間の天井からクリソタイル（白石綿）含有1%以下が検出されました。また、厚岸町生活改善センター大研修室の密閉されている天井裏からクリソタイル含有1%超過が検出され、さらに、厚岸町浄水場では地下ポンプ室の天井部でクリソタイル含有1%超過とアルモサイト含有

1%超過が検出されました。

民間のアスベスト使用状況では、12月8日現在、アンケート調査回答が38件ありましたが、そのうちアスベストなどの使用は、密閉されている天井裏で3件の報告があり、他は使用していないとのこととあります。また、未回答の所有者・管理者などに対しては、北海道より、口頭により協力を得るよう指導されており、現在、その事務をとり進めているところであります。

また、除去などの対策についてであります。町立尾幌小中学校では、屋体への渡り廊下及びステージ横の放送室と更衣室の天井・壁内のはりに吹きつけられていたロックウールにアルモサイトが混入していることが判明したので、今後さらに測定箇所を変えるなどして調査を行い、児童生徒が長い時間生活をする場所であることから囲い込みの強化や、できれば撤去も視野に入れた方向で検討を進めており、児童生徒並びに学校関係者の皆様が安心して生活できる対策を講じてまいりたいと考えております。

町営住宅奔渡団地では、行政報告の中でも言いましたが、現在、法的にはアスベスト1%以下の製品については、除去・密閉などを行わなければならない製品となっておりますが、安全を確認するため対象住宅入居者に対し経過と内容について説明を行い、残る17戸の空気調査を行うことにいたしました。

1%を超える数値が示された厚岸町生活改善センターでは、現状が天井により密閉されており、空気中に飛散する状況にないことから、天井の大気漏れがないか再チェックの上、当面は定期的な空気調査を継続することで安全確認を図り、使用してまいりたいと考えております。

厚岸町浄水場では、平成18年度に予定の施設一部改修工事に合わせて、地下ポンプ室のアスベスト除去工事を検討しているところであります。

次に、アスベスト使用可能性のある建材の調査は行うのか、民間建物についてはどうかとのこととありますが、学校施設やその他の公共施設については、吹きつけアスベスト、吹きつけロックウールなど、設計図書や現場確認の事前調査時において、非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針を参考に、床材、天井材、壁材、サイディングなどに分け、大まかに抽出をしております。

民間建物については、今現在、国や北海道から調査に対する指針・方針が示されず見えない状況の中、町独自の調査は難しいと考えておりますが、飛散性アスベストの廃棄物の適正処理の確保を図られるよう指導通知もありますので、今後、関係機関と情報連絡を密にして対応を検討したいと思っております。

次に、公共建物・民間建物における解体、補修などの際の対策についてであります。建築物の解体・除去時におけるアスベストの取り扱いについては、関係法令に基づき適正に取り扱わなければならない、建設リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、届け出業務やそれぞれの作業にも制約や規制があり、関係監督官庁も異なることから、関係部局で連携を図り、建設業者や住民に対し、指導や周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、健康調査、健康相談についての対応ですが、行政報告で申し上げましたとおり、アスベストの含有が確認された奔渡団地については1%以下の状況から、WHO基準値を下回る含有量であり、かつ安定した状態で、飛散するおそれや簡単にはがれることが

なければ安心できるものと考えております。現時点での入居者の健康診断は予定しておりませんが、今後の空気調査の結果いかんで、心配される数値を示したときには速やかに健康診断の具体化を図ってまいります。

また、健康相談については、従来同様に保健介護課健康づくり係に窓口を置いて、町民の健康不安や疑問の相談に対応してまいります。

なおまた、被害者救済について、アスベスト関連事業場で働いていた人への対応につきましては、厚生労働省や国土交通省を中心に、労災補償や健康診断及び健康管理手帳制度などについて、文書やパンフレットなどで地方自治体や業界団体向け周知徹底を図っているところであります。

厚岸町といたしましても、国などの機関の指示に基づき、広報紙10月号で健康診断を実施する医療機関や労災補償の相談窓口などについて町民に周知したところであります。その結果、今日までに労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族から1件の相談を受け、その内容を労働基準監督署及び保健所へ通報しております。既に死亡した労働者などは現行の法律の枠組みではこれまで救済できませんでしたが、このたび国がまとめた石綿による健康被害の救済に関する法律案大綱では、時効により労災保険法に元靴遺族補償給付の支給が受けられなかった人にも、それに準じた遺族特別給付金制度が盛り込まれましたので、相談のあった方につきましては、引き続き情報の提供などで支援してまいりたいと考えております。

また、アスベストを吸い込んだことが原因と疑われる治療中の労働者や既に死亡している労働者の遺族に対しましても、救済措置などの内容が伝わるよう、効果的な周知方法について十分検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 まず、特区からお聞きしますが、非常に私どもとしては、全く予想もしていないし全く知らされていなかった特区というものが、いきなりぽんと新聞に出まして、それで、町民の中にも今までいろいろ無償で行われていた、いろいろな町の、例えば病院循環バスというようなものに至るまで、こうなって全部有償になるんでないのかというような受け取り方をして聞かれまして、私も担当の方、いろいろのところへ聞いて、随分と新聞で受けたニュアンスとは違うということがあって、いろいろ説明をするんですが、なかなか理解してもらえない。そういうような状況がありましたので、こういう機会にきちんとお聞きして、町の考えも、また、どのようになるのかということもきちんと公開する方がいいんじゃないかという趣旨でお聞きしておるわけでございます。

それで、今のお話で大体のところはわかったんですが、要約いたしますと、現在特区との絡みで考えられる、厚岸町が行っている移送ないし運送のサービスというようなものについては、乗車降車介助サービスというものと、それから福祉協議会で委託をして行っている外出支援サービスと、この2つがある。特区というのは有償の問題でありますから、無償である外出支援サービスというものは、特区によってどうのこうのという点からは直接は排除される。したがって、現在特区の認定を受けて問題となるのは、い

いわゆる福祉白タク問題というようなふうに言われておりました福祉の移動サービスの場合に、都会などではNPOと言われる団体が行っておりますが、幾らかのお金をいただいて有償で運送・移送を行っているんですが、それは今の車両運送法というんですか、そういう法律上からいうと違法でないのかという懸念が出ておまして、いわばダークゾーンとして黙認のような形で今まで行ってきたものをきちんと整備しようという流れの中で受けとめられるのではないのかと思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

それで、今回の、今のお話を聞いていますと、それからいろいろな資料を見ますと、現在既に介護保険の報酬というものを得て、セダン型の車で既に移送が行われていたのかどうか、これはダークゾーンの問題ですね。それが、今度はこのような特区というような形でお墨つきをもらって、きちんと有償でできるようになったと。今回については、その部分だけであるということなのかどうか。

それから、新聞記事を読むと、そういうものと違うようにも読めなくもないんですが、例えば、今まで無償でサービスを町が行っていたものも、今回、特区を得たことによって有償に行く行くは持っていくんだというふうにも読めなくもないような記事なので、これは読み方の間違いなのか。特に、町介護保険課では「有償となる点は心苦しいが、移送サービスの向上が図られるので」云々というのが結びになっているものですから、特にそういう印象を町民の皆さんは覚えた。私は、それで担当者からいろいろとお話を聞いたので、この点を説明するんです、「いや、そういう意味ではないんだ」と。ところが、「いや、建前はそうだろうが、新聞の方は町の本音を書いたんだろう」、こういうふうなうがった言い方をされると答えようがないので、現在行われている社協に委託して行っている外出支援サービスですか、これについては今後も堅持していくと。決して、この特区ができて有償になったからといって、だあっと1年、2年たったら全部有償になりましたというようなものではないということについて明言していただきたいわけがあります。

それから、特区を受けたことで、現在、ダークゾーンで、これは厚岸町ではどうなのかということをお聞かせいただきたいわけですが、全国的にいうとダークゾーンで、セダン型の車で、不自由な方、介護保険適用の方を乗せて買い物だとかあるいは病院だとかというところに外出の支援を行うということが、介護保険の有償の中で行われているという話は聞いているんですが、そういうようなもののほかに、特区認定を受けたことで厚岸町では新たなセダン型の車を利用しての事業の展開を今考えているのかどうか、この点についても具体的にお聞かせをいただきたいわけでありませう。

次に、インフルエンザについてであります。

今、インフルエンザの話をお聞きしておまして、最初にまず、町全体の中のいろいろな部署に対して、厚岸町がどのような連絡をとったり指導をしたり、あるいはまた状況を見たりしているのかという話を聞いている中で、一つ、町長の答弁で気になったのは、学校等についてですが、「保護者への保健だよりや学級通信などで予防対策をお願いしていると伺っております」というふうには聞いているんですが、これも町の中の問題じゃないんですか。道だとかあるいは他町村の話ならば「伺っております」で済むんですけれども、部署の縦割行政の所管でいうといろいろあるかもしれませんけれども、それから、町長部局、教育委員会というふうにはいろいろあるかもしれませんけれども、私は、そう

いうことを限定しないで聞いているわけです。そのときに厚岸町として、学校やあるいは幼稚園、保育所と、私は今一緒に言いますが、保育所と幼稚園では所管が違うのかもしれないけれども、そういうところには何をやっているのかというのが、「伺っております」というような話で済まされるというのは、質問者としては大変に不信な感じをいたします。この点は明確に、それぞれの担当部署からのお答えでも、町長からのお答えでも結構ですが、今どうなっているのかということを知っているときに、このようなご答弁はちょっといただけないな、そのように思います。

それで、まずお聞きするんですが、現在既にインフルエンザが子供たちの間にはやって、保育所、幼稚園あたりで、学校だと学級閉鎖というんですか、こういうものが既に始まっていると言うのも変ですが、一部行われている状況に入ってきているというふうなことも聞いているんですが、今回の答弁の中にはそういう現状についても何の説明もありません。それによって、「これから行きます」というのと、「もう既に行っています」ということで大分話が違って来ると思うんですが、このあたり明確に、現状とその対策についてお聞かせをいただきたいんです。

それで、具体的にお願ひしたいということで、どうも私の質問が抽象的過ぎてなかなか答えづらいというようなお話を耳にしておりますので、今回はできる限り具体的に私の方もお聞きしておりますので、どうかお答えになる方も具体的にお答えいただきたいわけでありまして。それで、もう一度、各団体機関、部署、それぞれに対して、どういう連絡をとって、どういう状況を把握して、どういう対策を相互に講じようとしているのか、お聞かせをいただきたいわけでありまして。

それから特に、何の病気でも大抵そうなんですが、インフルエンザというような病気になりますと、抵抗力の弱い乳幼児、児童、高齢者、病気の人、こういうところが非常に命の危険にさらされるわけです。それで、特にその中でも心和園、デイサービス、病院というようなところでインフルエンザが蔓延しますと、これは死者が出るという、これは毎年どこかでそういうことが起きて大きなニュースになっているわけでございまして、これについては十分過ぎる対策というのではないと思ひまして、過ぎるということはない、十分な対策を立てていかなければならない、そのように思ひます。

それで、今、答弁の中ではそれぞれがきちんとしたことをなさっているんだなというふうに思ひながら聞いておりましたが、まず、心和園特別養護老人ホームに関しましては、やはり中に菌を持ち込まない。菌なりウイルスなり、要するに病原菌を持ち込まないということが何よりだと思ひます。それで、これを見ますと、こういうような方策の方針を持っているということのお話を聞いておるんですが、現在どの段階に来ているのか。すなわち、もう既に町内で感染が始まっているという形で、現在の対策を既にとっているのかどうか。この前、近隣町村の老健施設に私の親戚の者が知り合いを訪ねたら、既にガラス越し面会しかできなかつたそうです。完全に遮断していたそうです。そういうような状況が既に心和園で現在始まっているのかどうか、その点についても具体的にお答えをいただきたいわけなんです。

それから、ショートステイ、デイサービスというふうな開放度が広がってきますね。それで、なかなかそこでの遮断の方法というのは非常に困難を極めると思ひますが、それぞれ遮断という点からもう一度、具体的に今どういうことを行っているのか。この

後申し上げますが、鳥インフルエンザでは、既に新聞などではレベル3というふうに言っているようですが、そういうないわばレベルをもって、今はこの段階でこういうことをしているんだというようなことをお聞かせいただきたいわけです。

それから、病院についても同様です。病院の場合には、入院と外来とで全く状況が違ふと思います。ある意味では、病院の入院というのは心和園のショートを除いた部分で、外来というのはデイに近いのかなと。開放度に関してですね、という意味もあるかと思いますが、その点もお聞かせをいただきたい。

それから、関連してですが、感染症に関するマニュアル、これについては3月議会で、心和園、デイサービスについてお話をいたしまして、6月中には、今ないのでこしらえますという話でした。そして、9月議会でお聞きしたんですが、決して十分なものではないということで、この後きちんとしたものにするということをお聞きしておりますが、その進捗状況というか、この前の話では、12月議会にはこれが提出できるという話でしたが、その段階なのか、それとも、まだ時間がかかっているのか、そういうことについてもお聞かせをいただきたいわけでありませう。

ちょっと時間が……

●議長（稲井議員） いいですよ。2回目の質問だけして、答弁は。

●室崎議員 やりますか、ここで切られた方が私は都合いいんです。

●議長（稲井議員） それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

1番さんのアスベストについての再質問から行います。

1番。

●室崎議員 アスベスト、3番目の質問から進めてまいります。まず、資料を出していただきまして、そこで空気調査を含めて行ったというお話も伺いました。それで、資料のことで1にお聞きいたしますが、まず、これは町長の行政報告ともダブる部分なんです。建物測定施設名としていろいろ書かれていまして、試料採取場所となっております。石綿定性・定量分析結果というやつですが、それでこれが欄が2つあって、あと学校、それからその次のページが民間となっております。町の施設ですね。そちらで、この施設を、全施設ではないですね、ここに書かれているのは。選び出した基準といえますか、抽出基準といえますか、これは、例えば目視でどうもここが怪しいということとそこをやったとか、あるいは、設計書を見ると、らしい建材が使われているとか、何

かがあるんだろうと。それをまずお聞きしたい。

それで、含有率1%以下と1%超過で含有率を分けていますが、実数、これがわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。例えば、1%超過したのが100%ということはありませんが、10%なのか5%なのか3%なのか。あるいは、1%以下というのが、ごく微量な数字なのか、0.99%なのかということもあるでしょうから、そこらを含めてお聞かせをいただきたい。

それから、これは空気調査に関しても、まさに空気調査はいろいろと危険があるかもしれないというところについてやったと思うんですが、全部0.5未満で済んでいるということは大変よかったなと思っているんです。そして、こういうことを行うことによって町民に安心も与えられると思うんですが、0.5未満というのは、要するにこれ以上、下は測定できないよという、そういう意味、Ndとか何とかよく書かれますよね。濃度データというんですか、そういうのと同じ意味というふうにとらえていいんでしょうか。これもお聞かせをいただきたいんです。

それでお聞きいたしますが、民間に関しては、なかなかはっきり言って、町が立入検査をする権限とか、そういうものはまずないでしょうから、やはり聞き取り調査しかできないと思うんです。そういう意味でも非常に難しい部分があるのではないかと思うんですが、これについては、なお今後も精力的に進めていくというふうに理解してよろしいんですね。

それで、一応、どうも怪しいなというところについて、どういう基準だか知りませんが調査したのだらうと思います。ところが、前回もお聞きしたときや、あるいは、その質問の準備のために役場内の専門家の方からもお聞きしたんですが、そのときに出てきた話としては、書面上はアスベストを使っている建材であるなどということはどこにも書いていないけれども、アスベストが練り込まれているものが随分あるようだ。そうすると、いわゆる書類の上には全く出てこないけれども、何年以前に使われた建材はほとんど入っているのではないかというふうに思われる節すらあるというような話を何人の方から聞いているわけです。そうすると、それが今ぼろぼろになって、ぱらぱらと落ちているようなものについては、これは大変おっかないんですが、そうでなければ眠っている状態だらうというふうに思いますので、今すぐ健康被害がどうのこうのということは、私はそこまでの危険は私自身考えていないんですけれども、その認識が甘いのかどうか知りませんが、ある規制が決まって使えなくなった年というのがあるんだそうですが、それ以前の建材については常にそういう危険性があるものだという考えで調査を継続的に行っていかなければならない状況というものはあるのではないのかという気がするんですが、そのあたりはどのようにとらえているでしょうか。

それで、このことは3番目の解体ですとか補修ですとか、そういうような問題と密接に絡むわけですよ。例えば壁を1枚ぶち抜いて部屋を広くするなんていうことをやっただけでも、その壁に使われている材料にもアスベストがまじっていれば、それを、下手なたたき壊し方をすると空中に飛散させてしまう。寝た子を起こすという言葉がこういうときに使っているのかわかりませんが、そのままにしておけば、差し当たって人体に害のなかったアスベストが人体に入ってくるおそれもあるというようなことがありますので、絶対大丈夫だという建物以外については、今後は、今までももちろんそ

うですらなかつただけの話なんですけれども、解体補修というのは非常に神経を使って行わなければならない状況であると。それからまた、町民の皆さんも、こういういろいろなニュースでもってわかりましたので、そうすると不安感は非常に強いと思うんです。今までも、どう考えても乱暴だなという建物の解体は時々見かけました。風下の家が真っ白になってしまうような状況で解体している例を私も見たことはあります。ですから、そういうものが公共建物、町の建物ならばきちんと行われるが、あとはどうにもなりませんよでは、やはりないと思う。そうすると、そこのところは町としては、一片の通知、通達で済むものではないと思うんです。具体的にどのような指導なり協力を仰ぐなりの方策を立てて実効あるものにしていくのか、この点についてお聞かせをいただきたいんです。

それで、調査のところに戻りますが、例えば奔渡団地だとかそういうところでの入居者の空気調査は今後とも行っていくというふうに言っていますよね。これは、特に必要だということをおっしゃっていると思うんですが、それ以外のところを含めて、空気調査というのはある地点を幾つか決めて継続的に、例えば年に何回とか、そういうようなことも考えているんじゃないでしょうか。今回はかってみたら0.5未満だから、そこのところはもういいわということになるんでしょうか。建物の調査をした結果、白石綿なり青石綿なりが使われているというようなところについては継続的に行うということはおっしゃったので、それはぜひ進めていただきたい。これは一つには安心を与えるというためにもね。だけれども、それ以外の場所ではどうなのかということなんです。

それで、環境基準としてはリッター10本以下ということで、それ以下であれば、まあまあよかつたなということになるんですが、WHOあたりで出しているのでは1リットル0.1本でも生涯吸い続けると云々とか、あるいは、リッター1本と考えても、年間死者の約1割になる数字もあると。ただ、こういうものは非常に誤差の範囲が大きいので、これを聞いて即慌てる必要はないと思うんですけれども、なかなか恐ろしいなという感じがしますので、こういう部分について一過性のものではないというふうに思いましてお聞きしているわけです。

それから、被害者救済という点でございますけれども、これは、いろいろな国の法律が出てきます、これから被害者救済の法律に関しても。厚岸町でもそうやって既に相談があったということがわかりましたので、いろいろな効果的な周知方法を検討していくというふうにおっしゃっているんですけれども、それは具体的にはどんな形で行われるのか、今、どのようなことを考えていらっしゃるのか。言葉ではなく、具体的な話としてお聞かせをいただきたいんです。

あと、関係部局との連携を図っていろいろ行っていかなきゃならないということをおっしゃっています。それはそのとおりなんですけど、これらについても、もう既に何か動き出しているものはあるんでしょうか。それとも、全くこれからなんですか。あるいは、これからなんだけれども、こういう形でやっていくんだというような部分がありましたら、それもあわせてお聞かせいただきたいです。

以上で2回目を終わります。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からは、先ほどの答弁の中で「予防対策をお願いしていると同っております」との答弁についてお答えをいたします。

学校につきましては、所管しております行政委員会であります教育委員会から答弁すべきことではありますが、一連する問題として私から答弁をしたもので、他意はございません。今後とも、教育委員会と連携を図りながら、インフルエンザなどの感染症対策には町としては全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

その他については、各担当課から答弁させます。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） それでは、ご答弁させていただきたいと存じます。

特区の関係でございますが、冒頭ご指摘ございました特区の申請段階、その後認可がおりるまでの間、こういう段階で町民の皆様にはきちんとお知らせできなかった、こういうことにつきましては、ご指摘のとおり、私どもの不手際だったなというふうに考えております。こういう事業につきましては、町民の皆様のご理解があって初めて行政そのものが円滑に進められるというようなわけございまして、そういう点でまずおわびを申し上げたいと存じます。

この特区につきましては、17年9月30日に申請をさせていただきました。そして、町長から1回目ご答弁ございましたように、11月22日に認められた旨の連絡をいただいたところでございます。特区の関係が全国的にこういう形で進めていかなければならないというようなこと背景には、議員ご指摘のとおり、全国的には白タク行為あるいはそれに近いグレーゾーンの問題、こういうのが都市部でもって相当数ございまして、それらの対策をとらなければならない、そのようなことで陸運の方で指導するような形で18年度からは特区を選択する、そういうことによって福祉有償運送ボランティアを活用するあるいは一般セダン型車両を活用する、そういう中で進めることができるというようなことございまして、私どもも、社会福祉協議会等とご相談をさせていただく中で、この措置を選択したようなわけでございます。

厚岸町におきましては、15年1月から介護保険法に基づきます乗車降車サービス、これを行ったわけなんですけれども、これにつきましては、陸運支局に協議をする形で陸運支局の同意をいただいて事業範囲を拡大する、そういうことを社協の事業所として北海道に届け出をして、その結果この事業がスタートされたわけでございます。これの有効期間というのが17年度中ございまして、そういう点では厚岸町内で行われている部分については白タク行為には当たらないものというふうに考えているところでございます。暫定的な認可期間というようなことございまして、今回、18年度からこれまでの事業を継続して進めていくというようなこととなりますと、特区の認定をいただく、そして事業を進める、こういう必要があったということでございますので、ご理解をいただければと存じます。

また、町といたしまして新たな事業展開についての考え方ですが、町長答弁で触れましたとおり、現時点では町として具体的なものは持ち合わせていないところでござい

す。しかしながら、現在、町内のNPOから問い合わせが入っている状況もございます。まだ内容につきましては具体的ではございません。事業内容等々が明らかになってきた段階で、運営協議会等々にお諮りしながら進めるといようなことになってこようかというふうに考えております。

また、現在行っております無償で進めています外出支援サービスの部分でございますけれども、これにつきましては、現時点では今の制度の枠組み、こういったものについては維持していきたい、そんなふうに考えているところでございます。

続きまして、インフルエンザ対策でございます。

インフルエンザ予防指導関係につきましては、私どもが指導する立場、そういうようなことで私どもの責任分野というふうに考えているところでございます。現状の部分でご指摘ございましたように、ふれ方が足りなかったかと存じます。

インフルエンザの町内での発生状況でございますけれども、最初の発生が見られましたのが11月28日でございます。A香港型ということで、今年全国的に流行しております型がこの型なものですから、これが厚岸町でも見られたというような状況でございます。昨日現在でございますが、町内の病院、医療機関等への通院については23名というふうに報告を受けておりますし、また、学校、保育所関係につきましては、情報では真龍小学校の方で2年生のクラスでの学級閉鎖とか、3年生の中にも広がりを見せているというような情報を得ております。また、保育所につきましては、厚岸保育所、こちらの方で発生の状況が見受けられるというような情報を得ております。日々状況が変化してまいる部分もあります。そういう点で、私どももしっかりと情報収集を今後続けていきたいと存じますし、罹患された方につきましては、速やかな医療機関への通院・診断、そして安静にさせていただくことでの早目の治療というようなことで、今後、より一層町民の皆さんに呼びかけをしてまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長） 私の方からは、インフルエンザ対策につきまして、学校における状況とその説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、学校の状況でございますけれども、今、保健介護課長の方から申しあげました数字、昨日午後からまた変化してございますので、その辺のところをご了承いただきたいと思っておりますけれども、まず、インフルエンザの罹患者につきましては、12月に入りまして1名、2名という報告は受けてございました。それが、12月8日になりまして、真龍小学校から2年生1クラス、欠席率32%となったということで、学級閉鎖するということで、12月9日学級閉鎖ということで報告を受けてございます。また、昨日になりまして、午後になりますけれども、2年生の2クラスの欠席率、これがそれぞれ32%と48%、それから3年生2クラスについても22%の欠席率ということになったということで、12日午後から15日まで、2年生、3年生学年閉鎖ということで報告を受けました。さらに、真龍中学校におきましても、2年生1クラスの欠席率が22%になったということで、2年生1クラス、これが15日まで同じく学級閉鎖ということになってございます。

次に、学校における対策としましては、さきに答弁させていただきましたように、手洗いとうがいの、校内とそれから帰ってからも含めての励行が重要ということでとらえてございます。さらに、教室の湿度につきましても、加湿器ですとかぬれぞうきんも含めまして保湿の調整に努めているところでございますし、換気についても適時行うよう気を配ってございます。また、マスクの使用ですとか衣服の調整につきましても、各先生方をお願いして注意していただいているところであります。

また、保護者に関しましては、これも答弁申し上げたかと思いますが、保健日よりそれから各学級通信等々によりまして、流行情報と防止に関する協力依頼をお願いしているところでございますし、授業参観日などによりまして全体懇談会が開かれるわけですが、その中でも防止対策についてお願いしているところでございます。

各学校、各クラスごとの罹患の状況につきましては、学校医と協議する中で、学級閉鎖、学年閉鎖のような対応で拡大防止を図っていきたいというふうに考えてございます。

また、保健介護課ですとか病院からも逐次情報をいただいておりますし、学級閉鎖等がございませぬときでも、週1回、これは各学校から報告を受けるようにしてございます。罹患の状況が確認された時点では保健所へ報告、それから、ゼロの場合でも釧路教育局の方には毎週報告するようになってございます。

今後とも、流行の状況につきましては把握していくことはもちろん、予防対策に万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 特老施設長。

●特別養護老人ホーム施設長（藤田施設長） 私から、心和園とデイサービスの関係についてご答弁申し上げたいと思います。

インフルエンザの予防についてでございますけれども、1番議員さんおっしゃられるとおり、施設内に菌を持ち込まないことが第一の対策だというふうに考えるわけでございます。その中で、一番心配しなければならないのは、毎日出勤される職員及び面会に来られる家族等の出入りの際のチェックだというふうに考えております。職員については、朝出勤したら必ず管理棟の方にある手洗い場うがい、手洗いを励行させておまして、その励行については毎朝行っているミーティングの中で職員同士がチェックし合うというようなことにしているわけでございます。

職員がインフルエンザに罹患した場合なんですけれども、これは、即施設長に連絡をするというふうなことにしておまして、出勤前の職員につきましては電話報告、施設長は「出勤しないですぐ受診するように」という指示をするということでおまして、出勤可能になった場合については、インフルエンザで受診した旨の証明書を提出してもらおうというような職員の指導に当たっているわけでございます。

面会者等につきましては、現在、それぞれの家族に個々をお願いしておりますし、また、玄関に大きな張り紙を現在しておまして、面会の際には必ず事務所に申し出てくださいと。申し出ないで、さっと行こうとする人、たまにおりますけれども、それは、玄関は事務所のすぐわきですからすぐわかりますから、「ちょっと」ということで声かけ

はしますけれども、そういうことで、その事情をお話しすると、大概の人は「ああそうですか」と言って、その場で引き取られる方が多いわけですが、中には、今まで2件ぐらいあったと思いますけれども、ぜひ会いたいんだというような家族の方もおられました。この方につきましては、先ほど町長の答弁で申し上げましたとおり、会議室で、利用者、家族にマスクをしていただいて、短時間に限ってお会いしていただくことを実施しております。

それから、ショートステイとデイの受け入れの関係でございます。これについても非常にリスクがあるわけでございますけれども、これは現在、これも先ほど答弁させていただいたんですけれども、チェックリストを利用される人数分を持ちまして、個々に車に乗っていただく前に「本日の調子はいかがですか」「熱っぽくはありませんか」「せきはありませんか」「食欲はいつもと変わりませんか」「今年、インフルエンザの予防接種を受けましたか」「家族はインフルエンザの接種は受けていますか」「最近、家族でインフルエンザにかかった方はいませんか」などの質問をしながら、その状態を観察して車に乗っていただくわけなんですけれども、ホームに到着した段階でさらにうがい、手洗いをさせていただいて、そして検温をいたしております。その段階で、看護師が大丈夫という判断をした段階で居室の方に移動していただくというような対策をとっておりますけれども、現在、完全に受け入れの中止あるいは完全な遮断というのは、まだっておりません。しかし、今、病院等の情報を聞くところによりますと、結構インフルエンザに罹患された方が多くなってきているようでございますので、やはり受け入れの一時中止あるいは家族の完全な面会遮断というのも早急にとっていかなければならないのではないかなというふうに考えている次第でございます。

それから、対策の一つとして湿度管理が重要だと言われておりますので、各居室ごとに湿度計を設置しましていろいろやってみたんですが、ぬれたバスタオルを3枚から4枚程度居室にかけておくのが、湿度を保つのに一番効果があるようでございます。加湿器より、そちらの方が効果があるようでございます。これは11月末から実施しておりますけれども、そのようなことで、もちろん天気のいい日は十分換気をしているというように実施しております。

いずれにいたしましても、抵抗力の弱まっている高齢者をお預かりしている施設でございますので、これらに十分配慮しながら早目、早目の対応、病院や「あみか」と相談しながら対応をとっていきたいなと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、マニュアルでございます。これは、大変私の仕事がおそくて申しわけないと、このように思うわけでございますけれども、12月上旬に病院と「あみか」の方に原案を持っていきまして、精査をしていただいている段階でございます。病院や「あみか」にとっても、すぐ見てどうというふうには当然なりませんので、病院との打ち合わせの段階で、21日5時15分から感染対策委員会をやって、その中で、私ども職員も入っているいろいろな協議しながら固めていくと。当然1回の委員会では済まないと思われまので、まだ少々確定の段階までは時間を要するのではないかと、このように思いますので、早急に作成するという答弁を9月議会でいたしましたけれども、そういうことで、私の最も至らないというか、仕事がおそいまずさによってそのような状況になっております

ので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の方から、病院関係についての対策について答弁申し上げます。

インフルエンザ感染のみならず、原因といたしましては、感染対策委員会がいろいろな物事でチェックしていくという体制になってございます。その中で物事を進めているわけでございますけれども、町長の答弁から、入院患者に対する対策マニュアルをつくって対策を講じていると申し上げましたけれども、これは、マニュアルを作成しただけでは我々として問題として残るというふうに思っております。ですから、このことをきちんとやるためには、病棟カンファレンスという打ち合わせ、それで評価をしていると。それをさらに感染対策委員会の中でチェックをしている、その毎年の繰り返しであります。ですから、そういうことがあって感染対策というのは蓄積されていくものというふうに我々は思っておりますし、そのことが病院のより良い感染対策に結びつくものというふうに私ども思っております。

それで、この状況を含めて入院患者の対応をしているわけでございますけれども、議員おっしゃいますとおり、入院と外来の対応は異なります。入院患者に対しましては、我々の病室というのは一つの入り口が防護壁というふうにご理解を願いたい。我々の病院はオープンでございます。ですけれども、そこできちんと看護師、看護助手、医師が、その中に感染源を持ち込まないという基本的な考え方で物事を進めているということをご理解願いたい。しかしながら、外来につきましてはオープンでございます、区分はなかなか難しゅうございます。そんな中で、実は12月12日、私どもといたしましては、インフルエンザがブレイクをしてきている、黄色信号を発しました。そういう形で対応をとっております。それまでは青信号とは言いませんけれども、普通の対策、12日以降は黄色信号ということで、外来入り口の整理を総師長含めて午前中配置をしております。そして、基本的には、かかってくる患者、熱とマスク、町長からもお話しいたしましたけれども、基本的には着用してきてください、その中で対応している。してこない人はどうするのかといいますと、外来もしくはクラークの中で熱のある方、症状を聞きますので、その段階ですぐマスクをさせるということを配布するという行動に出しております。

もう一つ、病院の中でインフルエンザプラスということになりますとこれはインフルエンザでございますので、その段階ですぐ簡易隔離するというをまずやろうと。これも12日から、プラスになった方についてはお薬をもらう形になりますけれども、それが逆に言うと院外処方で行きますと、そこにまた患者さんが行っちゃうということになりますので、その方については、うちの院内処方ですぐに薬を出し、自宅に引き取っていただくという対策をとっております。これが、今の黄色信号の段階で対策として物事を進めているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

いずれにいたしましても、感染対策を含めて、病院といたしましては注意をしていか

なければならぬと思っておりますけれども、特に高齢者については、インフルエンザの後の肺炎ということが非常に併発しやすい状況にあるということの注意を患者等にさせていただいております、ある町においては、それらのワクチン等が効果的という状況も出ておりますけれども、今後、病院として高齢者に対するインフルエンザだけでいいのかどうかということ、逆に言うと、町の保健介護課の方と相談しながら、今後の対策、病院ですから医療をいただければよろしいんですけれども、医療費のかからない町づくりも含めて、連携という意味では情報提供していきたいと思っております。

以上です。

●議長（稲井議員） 福祉課長。

●福祉課長（松見課長） 私の方から、保育所と児童館のインフルエンザ対策の実態について答弁をさせていただきたいと思っております。

認可保育所と僻地保育所、町内各地でございます。保育所では、必ず父兄同伴という形で登所をいただいております。その中で、朝一番に必ず保護者同伴で子供を連れてくる。お父さん、お母さんあるいはおじいちゃん、おばあちゃん、すぐ帰ってしまうような方もいるような形で前からわかっておりまして、そういうことがないように、ゆっくり時間をとってきて、余裕を持って登所してくれというのがまず第一歩であります。そこで所長あるいは担当保育士が必ず面接をし引き取ることを基本としております。そこで家庭の状況をよく聞いて、心配事がないかどうか聞いて、それを記録することにしております。特にインフルエンザ期にあっては、記録したものを保育士同士で情報を共有する形で、一定の場所に備え置いて、いつでも見られる状況をまずとっているところであります。そういう形で、まず朝が始まります。

それから、日中の保育活動が始まるわけですが、お子さん、一般的には熱が37度とか、いろいろとばらつきがあるんですけれども、一般の時期では、一般の時期というのはインフルエンザ流行期でない月では、37度5分で保護者に来てもらって病院受診を勧め、お願いしているところでございます。特に、インフルエンザ流行期であります12月から1月にかけては、37度5分のラインを37度3分まで下げて注意をし、今度は極力病院受診をお願いすると。医師の指示が確認できない限り、登所はご遠慮いただくという形をとらせていただいております。それで医師の指示でもって休んでいただくわけですが、解熱後であっても、二、三日は様子を見ていただいております。それから、保育所の中での基本的なものは、手洗い、うがい、換気を十分に行わせていただくということでございます。

それから、児童館ですが、先ほど教育委員会管理課長の方から答弁ありましたが、今般、ここでは真栄の友遊児童館の方に通所される児童館の利用者、2年生と3年生が集団で休まれた状況でありますけれども、12月9日については学級閉鎖ということで、その学級全クラスの児童について登所をお断りさせていただいております。また、12日、昨日ですが、今度は2年生、3年生の学年閉鎖ということを確認させていただきまして、その対象児童すべてについては利用をお断りしている。この関係ですが、学校から各児童館に、きょうはこうすることで学級閉鎖する、学年閉

鎖するという連絡を日ごろからとっていただくような体制でもってお願いしているところでございます。

それから、インフルエンザの罹患状況を申し上げますと、先ほどの保健介護課長の答弁の中で厚岸保育所であるよということでお答えしまして、実は厚岸保育所では12月1日に2名、インフルエンザということで申し出られている状況でありました。それが、日につれて増加し7日現在で15名、これはいずれもインフルエンザという医師の判断があったお子さんですけれども、この15名が休まれた状況にありましたが、今般、昨日現在でそれが5名まで減って、今日現在3名まで減っている状況であります。

以上でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 私の方から、アスベスト関連についてご答弁させていただきます。

まず最初に、今回抽出された施設の関係の内容でございますけれども、基本的には吹きつけアスベスト、吹きつけロックウール、ひる石の吹きつけというものが、1%以上あるかないかという形を調べるようにという形で北海道からの指導がございまして、私どもの方といたしましては、施設にある設計図書から一応全部調べ出した上でそういう疑いのあるものと、それから、図書にはないけれども疑わしきものということが考えられる分については現場を目視した中で、似ているねとか、そういう形の中で抽出された施設が今回調査対象になった施設でございます。

そして、調査内容そのものについては、したがいまして、空気調査では0.5未満という形になってございます。これについては、調査の基準の最低値であるということでございます。それとさらには、成分分析の形では、1%を超えるか下かという形の調査を依頼しているの、細かい数値、基礎的データの数値が出てきているという形ではございませんので、その変もご理解をいただきたいと思えます。

次に、施設の中で今後も既に飛散はしていないもののおそれのあるものについては、そういう飛散ということのおそれがあるそのものがちゃんと密閉されているのか、それが大丈夫なのかということも確認しながら、ある程度定期的にとりながら町の中の空気調査はして安全を図っていく必要があるのではないのかなという考え方でとり進めております。

それから、民間については当然聞き取りの残っている分については調査いたしますし、今後については、その方向性が国から出てございませぬけれども、質問者言われている、解体時の飛散するおそれを考えたときには、当然そういうものを住民にも理解してもらわなきゃならないだろうという形の中で考えますし、そういう中では、今回公共施設の調査については、先ほど言いました抽出するための事前調査の段階で、床材であるとか天井材であるとか壁材であるとか、そういうものについて既に調査書に出てきているもの、それには既に石綿を含有する建材等の製造時期から一応商品名というか、メーカーは出ていないですけれども、出てきていますので、それらを参考にしながら、公共施設の分については既に大ざっぱでありますけれども抜き出してございます。ただ、民間に

については、そういう決めも何もございませんので、これからどういう形で進めていくのかというのは、これからの課題かなという形で考えております。ただ、今言われてきているのは、国も含めて今後の対策の中で、今日の建設業新聞の関係で出てきた分については、最終的には今後は建築基準法の中で制約を加えて、そういうものは使わせないとか、解体とか除去についても基準法上の中で制約とか指導するようなことを図っていく必要があるということの提言が、社会資本の建築専門部会というところが国に出されたという話で、今日新聞に出ていますので、今後そういう動きが出てくるのではないのかなというふうに考えております。

したがって、次に最終的には、質問者心配されるように、今は建材そのままであれば眠っている状況、それを解体することによって、きれいに解体するのであれば飛散のおそれはないかもしれないですけれども、ばらばらとやる分には、多分いろいろな要素も出てくるんだろうという形の中では、私どもとしては、この問題が出てきてから、まず建築業者さんに集まっていたいて、「こういうふうに、今、国の方から指導、取り扱いルールもこうなっていますよ」という形の指導を行いましたけれども、基本的には、まだそこまで意識が余り持てなかったという状態です。その後、労働基準監督署からも必ず指導文書が来ていますので、それら資料を求めて、建設業者さんや建築業者さんにも一応は出しているのが今現在でございます。今後、さらには具体的に労働基準監督署に行きますと、単なる届け出、事前調査とかいろいろなものが、先ほど町長から答弁させていただいた内容のいろいろな関係法令によって義務づけられておりますので、その辺の指導をもっと具体的にどうするかという形が課題になるのかなと。労働基準監督署の講習というか、説明会に行ったときには、そういう思われる、想定されるものについては、調査をした上で対策の届け出をなさいます。調査そのものに時間とか費用等もかかりますので、その辺で具体的にもうちょっと踏み込んだ指導とかできないのかということがまだ課題として残っておりますけれども、今の段階は、労働基準監督署は、そういう思われるものについては、あるものとしてそういう手続をとるよという形で指導が来ておりますので、それらを含め今後対応していきたいというふうに考えていますし、今現在、関係部局といたしますと、厚岸町には8月15日に立ち上げた厚岸町アスベスト問題対策庁内連絡会議で情報等を共有しながらそれらの対策を検討し対応していきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 私の方からは、健康被害者救済の対策について申し上げます。

1として、労働災害に関する分野でございますけれども、健康被害者の救済につきましては、町としては、主として町民に対する情報提供ということでその役割を果たしたいというふうに考えております。したがって、健康被害者救済の対策につきましても、石綿による健康被害の救済に関する法律というものが、平成18年の通常国会にも早ければ提出され、さらには4月1日からその制度が開始されるというようなことも聞いておりますので、そういった機会をとらえまして、まずは町広報紙や防災行政無線によ

る町民全体に対する一般的な周知を行うということとはもとより、船舶機械関係の仕事現場、自動車整備のお仕事をされている事業所、さらには船舶の乗組員、こういった方々はアスベストに近いところで働いておられるということでもありますので、そういった人たちに対しましては事業所を通じて個別の周知ということも考えていかなければならないというふうに今考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 1番目の特区についてはわかりました。新聞記事のニュアンスが、随分と答弁の内容とは違っているなということもよくわかりました。それで、一部、現在厚岸町の無償による移送サービスやそういうものの恩恵を受けていらっしゃる方たちの中に不安を持っている方もいるんですよ。こういうものが行われて、だあっと一遍に有償になっていくんじゃないかというようなふうに、特にこの新聞記事なんか見ると誤解された向きがあるようで、そういう点については、そうじゃないんだということですね。経緯と今後の進め方、それについては何らかの機会を使って、よく納得いただくようにしてはいかがかなと思います。

それから、インフルエンザに関してですが、それぞれの部署において精いっぱい努力をなさっているということがうかがわれまして、その意味では安心しております。ただ、横の連携が十分ではないのではないかとということがうかがわれます。例えば、ある部署では、今、学級閉鎖や学年閉鎖が行われていることをこの場で知ったような答弁が出てきています。これは、やはりよろしくないですね。保育所、幼稚園、学校というような場所それと病院は、こういう非常に一遍に感染して患者がふえてくるような感染症に関しては、現在、町の中でどの程度の感染になってきたかということがよくわかる見張り台のようなものですから、その情報は常に、それこそリアルタイムでみんなが共有して、それぞれの部署で対策を立てていくという体制が必要だと思うんですよ。そういう部分で欠けるところがあるのではないかと気がいたしまして、この点については、よく横の連絡を十分にとって、それぞれの部署で万全の対策をとっていただくようお願いしたいわけです。

それから、心和園とデイサービスの、これはちょっと横に出ますから余り言いたくはないんですけども、マニュアルですが、今、まさに病院事務長おっしゃったように、マニュアルというのは入り口なんですよ。それをどのように使ってカンファレンスというようなことを行っていくか。ISO14001なんていうのも同じシステムです。このように行動計画を立てて、それがそのとおりうまくいったかどうかを見て評価し直してということを毎年やっていかないとできないということで、これも全く同じですね、そういう意味では。それをきちんとやっていただきたいわけです。ということで、3月に申し上げたのが、6月は言わなかったけれども、9月になって、9月が12月になって、今日、12月初頭において病院と初めて検討を始めているというようなお話では、もう今年、こうやってインフルエンザはやっちゃっているんですよ。その点については余りくどくは言いませんけれども、早急にきちんとしたものをつくってください。これはお願いいたします。

それで、インフルエンザの対策、これは今までの既往のインフルエンザについてのみ私は集中して言っていましたけれども、この体制がきちんとできているかどうかは、万が一、今年11月14日に厚労省が発表しています新型のインフルエンザがもしはやったとすればということで、最悪の事態を見ると人口の25%が罹患するのではないかと。そうすると2,500万人の患者が出て、200万人入院して、一説によると64万人の死者が出る。厚労省は大体16万7,000人と書いていましたか、どっちにしても物すごい数です。昔、スペイン風邪というのがはやったときに、都市部では焼き場にずっと霊柩車の列ができたといって、当時の写真が今またいろいろなところで掲載されたりしておりますが、そういう状況になりかねません。

それで、そのときにはタミフルとかという特効薬があるということで、それを備蓄しようと言っていますが、これも専門家に聞いてみると、6日間高熱が続くのが5日で済むという程度の効果のようです。しかも、時期を失した投薬をするというと、何か精神錯乱を起こすような例が一部に言われたり、やはり薬ですから副作用もあるようです。だから、特効薬、万能薬というようなものではありません。

それから、ワクチンですか、これについても非常に国の方では推奨しているんですが、一部の専門家の間では効果に疑問を投げかけたり、あるいは副作用についても非常にその辺の副作用に当たってしまった人には悲惨な状況になるような例も報告されています。それが全体の中のどれだけかということではいろいろな評価があるようですけれども、そういうわけで、結局うがいだとか手洗いだとか体力を維持しなさいとかという、もっとも、そんなことは10年も20年前にも言っていた話ではないかというようなところに落ちてしまうんです。でも、それをきちんとやっていかなきゃならない。そういう意味で、蔓延を防ぐためには遮断ということが非常に大事な点だという点で、各施設あるいは担当の方はよくわかっているようですから、その点を横の連絡をとりながら最大限の効果を上げるようにしていただきたいわけです。

それから、3番目のアスベストに関しましては、今いろいろとお聞きしまして、町としては非常にあるべき方向を向いて一生懸命やっているんじゃないのかなというふうに私は評価します。その上で申し上げるんですが、空気調査を初め、調査はこれからも定期的にやっていきたいというふうにおっしゃっていました。この定期的というのは、今の段階では、まだ年1回とか年2回とか答えられるような状況ではないということです。だけれども、これをやっていきたいということです。その点、確認します。

それで、今まで調査をした内容、そして、調査をやっていくあるいはいろいろな被害者救済に関してもすべてなんですが、それは担当課長がおっしゃっていましたけれども、そういうことをやっているんですよということを町民にきちんと示して理解していただくということも、また非常に大事なことだと思うんです。一口に言うと、町民に対する広報といいますか、PRといいますか、周知といいますか、それによって、例えば厚岸町でアスベストに強く暴露されるような仕事についたことはないけれども、若いときにどこかの町でそういうのだったというような人だって、町民の中にはいるかもしれません。そういう人が、「あっそういうことでなら相談に乗ってくれるんだな」ということが、もし一人でもわかっただけでも意味がありますよね。

そういう意味で、もう一度繰り返して申しわけないが、厚岸町ではこういうような対

策をとってきていると。そして、それは何も厚岸町有の建物だけじゃない、民間の建物に関しても今こうやってやるんだ、それから、いろいろな法規の制約があって、こんな乱暴な解体なんていうことはもちろんできないんだというようなことを含めて、町民に、みんな同じ常識を持ってもらう。まさに情報の共有をしてもらうということが、こういう問題では非常に大事だと思います。これから何十年にわたって健康被害が出てくるかもしれないと言われている問題ですので、一時的な問題ではありませんので、そういう意識をみんなで持とうということが非常に大事だと思いますが、このあたりについてはどうお考えでしょうか。

以上で終わります。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えを申し上げます。

特区の関係でございますが、利用者の中に不安を持たれておられる方々への対応でございます。人数的にも限られた部分でございますので、そういう点では個別のPRでもって対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、インフルエンザの部分でございます。横の連携ということで、私ども、もう少し情報の発信をしっかりしなければいけないかなというふうに思い知らされたところでございますが、それぞれの施設の情報、そういったものにつきまして可能な限り収集しまして、定期的に、今メールもございますので、こういうのを活用しながら、できるだけ早く情報を共有できるようなことがとれないかというようなことで対応を検討させていただきたいと思っております。

それから、万が一の新型インフルエンザの対応の関係でございますが、これにつきましても、連携の問題、これもまた大変大切になってくるのかなというふうに考えておまして、北海道の行動計画、これについては12月26日に発表されるとの情報でございます。これらとの絡みもございしますが、厚岸町内での行動計画、精査していく段階におきましては、非常時の連絡会議といいますか、そういうようなものも活用するというような点も織り込みたい、そしてまた日々の情報の共有、こういうものにも念を入れてまいりたい、そんなふうに考えております。

タミフルの関係、ご指摘ございました。早期の段階ですとタミフルは大変効くというふうに情報を得ております。重症化してから医療機関にかかると、今、マスコミ等でいろいろ問題になっておりますような状況が出るようでございますが、それぞれ患者さんがきちんと医師にご相談申し上げる中で、適切なお医者さんの判断いただくようなことでの情報も流してまいりたいなど。

それから、ワクチンの関係でございますが、新型ワクチンにつきましては、実際の、人から人への感染が確認された段階で対応ワクチンをつくるというようなことで、でき上がるまでに数カ月かかってしまうというような状況もあるようでございます。通常のワクチンにつきましても、A型につきましては効果70%から80%というような情報もあるようございまして、完全ではないという状況もございまして、したがって、きちんとしたシンプルな予防対策、手洗いとうがい、マスク、そういうようなものが最も効

果的でないのかなというようなことで、私ども、1月号の広報でも、もう一度そこら辺を皆様にお知らせしてまいりたいというようなことを考えているところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） 私の方からは、特に、特別養護老人ホームそれからデイサービスセンターにおけます感染症対策マニュアル作成の関係でご答弁をさせていただきたいと思っております。

3月議会さらには9月議会でいろいろご指摘をいただきまして、担当者からは早急に対応するというご答弁を申し上げましたけれども、残念ながら今日に至るも、まだ成案としてでき上がっていない、非常に申しわけなく存じております。

そういう状況を確認しまして、私の方からは現場の方に、もう既にインフルエンザというものの兆候が出ているだろうと。それは、全体的なものができるできないにかかわらず、そちらの方を、優先的に対応をとってもらいたいということで現場に指示をさせていただいております。その対策というものは実行されているものというふうに認識しております。

12月上旬になりまして、施設長の方からはこういうものでということで報告がありましたけれども、さらに、専門家の皆さんの目を通していただくということが大事、これはそういう事態になったときに、特別養護老人ホームそれからデイサービスセンターだけで対応できるものではないということでもありますから、厚岸町でいえば町立病院のお医者さん、ナースの方々の意見を聞いて内容を充実させていただきたいと。さらには、病院だけではなくて、保健介護課の専門者もおるわけですから、そちらの方とも議論をして、その上で成案をまとめてほしい。8月でしたか、厚労省の方から基本となるようなマニュアルみたいなものができ上がってきました。それを参照につくり上げたようではありますが、ご質問者ご指摘のとおり、実際に可能なものにするために、それから、横の連絡をきちっとするためということで、今、12月21日というふうに聞いておりますが、病院の方でドクターを当然交えてありますけれども感染症対策委員会というものを招集していただいて、その中に現場の職員も出向いて行って、いろいろ討論を重ねて成案をつくり上げたいというふうに考えておりますので、もうしばらく少しく時間をちょうだいしたいなというふうに思っています。大変おくれまして申しわけなく存じております。

それから、アスベストの関係であります。1度、本年度、大気中の調査をさせていただきました。それから、石綿を使っていると思われる施設について成分分析もさせていただきました。特に大気中の調査については、今回0.5以下という結果が出たから、じゃ未来永劫大丈夫かということになりますと、そうではない。これは、定期的に調査をして、特に公営住宅の天井に使われているということで、これは24時間生活をされておられる場所でもありますから、これは早急に、今回調査を行った以外のところも調査を直ちに実施すると。その結果によって、場合によっては除去あるいは囲い込み、密閉等々の対策を講じなければならないかもしれません。それは調査の結果を見て対応を考えたいと思

います。それから、そうでなくても、調査は定期的続けてまいりたい。これは今、どのくらいの期間で何回やるかというのは具体的には申し上げることはできませんけれども、そういう対応をしてまいりたいと思います。

それから、この問題に関しては、私が座長をさせていただいて庁内の連絡会議を持たせていただいております。これは、それぞれの担当部署で会議の招集の必要性があるところは、環境政策部が窓口になって申し出ていただくことになっております。そこで必要な都度、会議を招集して連絡、周知徹底等を図るべき問題等を話し合っ、さらに町民の皆さんにお知らせするという体制を構築してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

●議長（稲井議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

●竹田議員 平成17年第4回定例議会において、さきに通達しておきました質問をさせていただきます。

1番として、消防法改正により、一般住宅の火災警報器の設置が義務化されることにより、来年6月、消防法が施行される中で、新築を対象とした改正案だが、身障者や高齢者または介護者の世帯などの既存住宅にも、町の補助をもって設置してはいかがか。既存住宅の義務化は各自治体の条例の定めによるとされているが、厚岸町としては、それに対しどのようなお考えを持っておられるのか。

詐欺まがいの訪問販売を防ぐために。

社会現象とも言える詐欺、特に高齢者相手に「法律が変わる」というキャッチフレーズの便乗商法から守る手だては考えておられるのか。

2番として、ファシリティマネジメント手法を活用した施設管理についてです。

厚岸町有建造物の建てかえ、リフォームの建設費についてであります。将来の建築費用削減のため、町有建築物の建てかえ、リフォームの建築費用について、今、建て直しておけば、後に大改修や建てかえをしなくてもよくなる物件はどのくらいあるのか。リフォームをせざるを得ないもの、またその費用について、建てかえせざるを得ないもの、またその費用について。今リフォームしておけばよい物件を、リフォームしないであろうおいたとき、その物件を新築しなければならなくなったときの建築費用の差額についてであります。また、解体に係る費用もあわせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上です。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 16番、竹田議員の質問にお答えをいたします。

初めに、消防法改正により一般住宅の住宅用防災警報器の設置が義務化されるが、新築を対象とした改正案だが、身障者や高齢者または介護者の世帯など既存住宅にも町の補助をもって設置してはいかがかとのお尋ねでございますが、高齢化の進展とともに、

住宅火災での死亡例が増加していますことから、悲惨な事故を防止する目的で住宅用防災警報器の設置及び維持を義務づける内容の消防法の改正が行われております。

高齢者、障害者で低所得者の方々の設置にかかわる補助制度については、消防庁と厚生労働省の協議調整の過程で、現在既にある日常生活用具給付事業の福祉制度を活用することとされたところであり、厚岸町日常生活用具給付等事業実施規則によって、おおむね65歳以上の低所得者の寝たきり老人、ひとり暮らし老人や障害2級以上の単身世帯を対象に、1万5,500円を上限に給付することとしております。この制度を活用するに当たっては、国の補助金枠の確保が必要であり、来年度に向けて予算と補助金の確保のために、福祉課及び保健介護課において手続を準備し、国の動向を見きわめつつ協議を進め、来年度に入ってから町民の皆様への周知を行いたいと考えております。

なお、町が管理する公営住宅については、家主責任で、町において住宅用防災警報器を設置する方向で検討してまいります。

次に、既存住宅の義務化は各自治体の定めによるが、町としてはどのように考えているのかのお尋ねですが、質問者がおっしゃるとおり、住宅用防災警報機器の設置義務及びその基準などは、各自治体の火災予防条例で定めることになっておりますが、厚岸町においては、一部事務組合である釧路東部消防組合が制定する火災予防条例で規定するところとなります。

この住宅用防災警報機器の設置に関する内容の火災予防条例の改正は、既に本年9月21日に開催された消防組合議会において議決され、翌9月22日に公布されており、この条例の施行日である平成18年6月1日以降に住宅を新築するときには設置義務が生じますし、また、既存の住宅についても平成23年5月31日まで5年の経過期間中に設置をしなければならないことになっております。このことによる一般住民への周知及び指導は、消防組合において行われるところですが、このPRに関して、町広報紙及び防災行政無線の活用についての協力依頼がされており、これにつきましてはPRの時期など、消防組合と調整をとりながら行うことにしております。

次に、法律の改正に便乗して、特に高齢者をねらった悪質訪問販売の被害を防ぐ手だてについてのご質問ですが、質問者が心配されているような住宅用防災警報器の不正取引と考えられる事件が他の県では既に発生しているという情報を得ております。悪質訪問販売の手口は、「法律が変わって設置が義務づけられた」とか「消防の許可を得て町内を回っている」など、それがあたかも役所や消防署の指導であるかのように言葉巧みに、そして一方的に、不必要な分までも高額な代金で押しつけることなどがよく知られております。このような悪質訪問販売の被害から、特に高齢者を守るためには、法律改正の内容、防災警報器の種類、販売先、標準的な価格、取り付け方などの基礎知識や、役場、消防署などの公的機関が業者の販売行為に手をかすことがないことなどを多くの町民に徹底して周知する必要があると考えております。そのため、町としては、広報紙や防災行政無線を効果的に活用して周知するとともに、自治会や地域活動団体などにも情報を提供して、学習会や説明会などの開催を要請するなどしてまいりたいと考えております。

また、悪質訪問販売を地域ぐるみで監視するため、厚岸町消費者被害防止情報連絡会議を構成する関係機関と綿密な情報交換を行いながら、事件が発生した場合に機敏に対処するための体制を整えてまいりたいと存じます。

次に、ファシリティマネジメント手法を活用した施設管理についての質問であります。厚岸町の町有建造物の建てかえ、リフォームの建設などについて、それぞれ所管ごとの用途別建築物の建設月日、リフォームすべき時期年月、建てかえ時期（耐用年月）、さらにはそれぞれの建築費用や解体しなければならない建築物、解体費用についての資料要求と将来の建築費用削減のための町有建築物の建てかえ、リフォームの建築費用はとのお尋ねであります。質問者が言われる視点での町有施設財産管理をしておりませんので、短い時間での調べには限度があり、将来の管理費用など全体を考える資料になっていないことを、まずもってご理解願います。

本来、施設管理は、年次計画をもって営繕を図ることが、建物の超寿命化や大きな費用の係る大規模改善や建てかえ費用の軽減になることは理解しているものの、今日の厳しい地方財政状況では難しく、現在厚岸町では1年に1回施設状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要最小限の修繕や改修を行っております。

質問者が言われるファシリティマネジメント手法は、土地、建物、設備についてコストの最小化、施設効用の最大化を目指す経営手法で、主に民間企業での導入が広がっているとのことでもあります。北海道としても、道有施設の運営や維持管理に本手法を導入することにより、建てかえコストが半分以下に抑えられるとの試算も明らかにし、北海道ファシリティマネジメント導入基本方針を取りまとめ、現在、パブリックコメントを実施しているとのことでもあります。

厚岸町としても、今後、ファシリティマネジメント手法について具体的に事例などを検証し、検討してみたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 16番、竹田議員。

●竹田議員 消防法改正により、町として、今、町長にご答弁していただきました。既に取り組みがされているということでもあります。町が管理する公営住宅については、家主責任で町において住宅用防災警報器を設置する方向で検討しておられるということですが、取り寄せていただきました資料にも、公住の世帯の数をお示ししていただきました。一般住宅の身障者または要介護認定者、高齢者のみの世帯、こういう内容で、合計で1,822件、うち公営住宅が217件というふうにあります。1世帯当たり1万5,500円を上限に給付するというふうにしてありますが、ここについてはおおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人、ひとり暮らし老人や障害2級以上の単身世帯を対象にということですが、これらを合計するとどのくらいの金額になるのか。

それから、町が管理する公営住宅であります。住宅用防災警報器を設置する方向で検討しておりますということでもあります。ここで具体的にお聞きしたいんですが、いろいろな警報器が、またはその種類によって性能がたくさんあります。これらによって、どのような警報器の種類または警報器の持っている機能というんですか、そういったものに大体1個当たりどのくらいの金額をもとにして考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

私の調べによりますと、火災報知器と火災警報器というのがありまして、火災警報器

の場合は、火災を見つけて音や音声で知らせるものというふうになっております。また、火災報知器については、火災に対して煙や熱を感知して警報を音として鳴らすということに、報知器と警報器の違いが出ております。いずれにしても、このものに対して金額的には大体5,000円以内というのが一般に普及されておられる金額であるというふうに聞いております。また、電源を要する、そういったコンセント等が既存住宅にはなかなかつけたい場所がないということで、警報器についてはリチウム電池というものが使われておまして、約7年、一回つけるともつそうでもあります。こういったものを考えての設置ということを考えておられるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

詐欺行為については、町報等の活用についてきちっとした対応をされていくということですが、事件が発生した場合に機敏に対処するための体制を整えてまいりたいということですが、具体的にどのような方法で機敏に対処していくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ファシリティマネジメント手法を活用した施設管理ということについてですが、町長が答弁で申しますように、ファシリティマネジメントということについて民間が考えた手法でもあります。しかし、効率的な活動を行えるように建築物の設備または人員組織などを整備し、総合的に管理するということをやファシリティマネジメント手法と言うということですが、なぜここに至ってそのようなマネジメント手法を活用しなければならないのか、この時代において。それは、やはり経費の削減で、公においての建物においては、財源不足ということになるかと思えます。

各担当から資料をいただきました。町長の答弁にありましたけれども、短い時間でつくるのは極めて困難だということですが、まさしくこの資料を見ると、私が質問している建てかえ時期になったどのくらいお金がかかるのかとか、今直しておけば、リフォームしないでほうったときに物件を新築しなければならなくなったとき、建築の費用の差額がどうなるんだとか、解体費用はすぐ出ると思えますね。建てかえしなければならぬときの、その時期の費用も、これは当然わかつて思えます。

一番問題なのは、第5次実施計画、第4期厚岸町総合計画の中にも、確かに一切そのような計画性が出ておりません。建てるだけ建てておいて、後のリフォームについてのアフターケア、そういうものについては全く考えておられないというのは、調べによると厚岸町だけではなくて、国、町村自体の全体がそうであるということで、民間がこのような手法を考えてきた。北海道で、来年ですけれども2006年から2066年の間にリフォーム計画をしていった場合に、この60年間で北海道有施設全体を考えると、削減額が約7,700億円というふうに計算されたそうでもあります。これを60年間で割ると、1年間に12億8,300万円の削減額ができるというふうに試算したそうでもあります。こういった大きなお金が動くということであれば、厚岸町としても早急にファシリティマネジメント手法に基づいた計画をしなければならないのではないかとこのように思うわけでありませぬ。

ちなみに、一般住宅で、例えば2,000万円の住宅を建てた場合、新築後、現在は35年ぐらいの耐用年数と。昔は、五、六年前に、大体25年の耐用年数とされていましたが、今は住宅の建材等もすばらしい進歩によって35年もつだろうというふうにされております。こういった場合に、この35年を試算したときに、2,000万円で建てた家が4分の1の約50

0万円ぐらいかければ50年くらいはもつだろうというふうに試算をされているということを聞いております。

厚岸町の中で、今、建設課だけで今まで建ててきた合計金額が大体655億2,461万円のお金を使って、厚岸町が、建設課だけです。建設課だけの管理の中で655億2,461万円、さっき朝にいただいたばかりの資料で、詳しく見るということがなかなかできませんでした。その中で、例えば10分の1のリフォーム費用がかかるとしたら、約65億円もこの先かかるかもしれない。それが建設課だけの管理である。厚岸町の町有建造物全体を見ると、どれだけの金額がかかっていくのか、膨大な金額であると思います。各自治体の、厚岸町の中でいろいろ建物がある中で、一番町民から要望されているのは各自治会に建てられている町有の会館であります。こういったものは非常に手つかずの、床が落ちていたりか壁が落ちて危ないとか、いろいろなことが騒がれております。確かにそればかりではありませんけれども、町民が直接一番先に使う、そういった建物の費用も、今現在、財政難でなかなか工事に着手できないのが現状であるというふうに思われます。こういったことも町民に対してのサービスという部分には、非常に低迷している部分があると思います。これからたくさんの費用がかかる中で、例えば一般の家庭で、悪い言葉で言えば、おやじ、おやじとよく言われますけれども、おやじが計画性もなく酒を飲みについて、計画している貯金ができないというふうになれば、娘や奥さんに非常に虐げられる、嫌われると。ただでさえも嫌われているのに、そういった無謀な、計画性もなく勝手に使ったことによって、非常に懸念されるわけですね。一般住宅でもそうです。そういったことから考えると、やはり計画性ということが本当にこれから必要になってくるのではないか。財源の捻出方法がなかなかできない中で、計画性をもっと重視していかなきゃならない今の時代にあると思います。

与えられた仕事だけをやるということにいろいろなことが言われておりますが、一つの例をとれば例えば交通安全、安全運転ってどうなんだといったら、交通速度を守りながら走っていれば安全運転だという人がよくおります。本当に安全運転というのは、ほかからぶつかってくるときもあるわけですね、自分が、要するに悪くなくても。そういった、いろいろな状況を見て運転するということが、そして、それを判断しながら運転するということが本当の安全運転であります。町の財産の管理についても、速度を守っているから、与えられた仕事をやっているんだから、これでいいんだという気持ちではなく、与えられた仕事をやればいいということじゃなくて、目先を見て、安全運転がきちっと状況判断ができるような、そういう財政シミュレーションをこれからはしていただきたいと思います。これから、来年もっと厳しくなる情勢を聞いております。何とかその辺を、財源を確保していく、いかなければならないということから、このマネジメント手法を活用した方向性で、早目に町有建造物のシミュレーションをどうしていかなければならないか、早急に考えていただきたい。

これで2回目の質問を終わります。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） お答えをいたします。

住宅用防災警報器設置の関係でございます。補助制度を活用することによって、どれくらいの数字になるのかというお尋ねだったかと思えますけれども、住宅用防災警報器につきましては、18年6月1日から町内での、新築、増改築の部分についての設置がまず義務づけられる。そして、それから5年以内には、既存住宅の部分についても設置が義務づけられるというような内容でございます。それぞれのご家庭に設置する警報器の種類といたしますか、そういうものを調べてみますと、1個2,000円台から、高いものでは1万円を超えるものまで幅広く存在するというような状況でございます。

一方、補助制度を見ますと、現行の制度では国が3分の1を持ちまして、北海道が3分の1を持つ。そして町の部分で3分の1を負担する、こういう内容でもって補助制度が運用されているところでございます。ただ、現在のところ、どういう基準でもって、どの機種が認められるのか、私どもが現在運用しております日常生活用具等事業実施規則では、高齢者の部分とそれから障害者の部分と2つの分野への支援策が載っているわけでございますけれども、まだ漠然とした部分がございます。今後どういう機種が認められて、どういう機種がだめなのか、現段階では相当な部分で不明なところがございます。そういう点で、国の来年度予算の中身、これを見きわめさせていただきたいというふうに考えておりました。情報を収集する中で来年度実施へ向けての積算、そういうものを行っていききたいなど、そういうふうに考えている段階でございます。ご理解をいただければと存じます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 公営住宅等についてのお尋ねでございます。公営住宅の方についても、基本的には従来の公営住宅の建設補助体制も随分変わりました。基幹整備型、提案型とかいろいろなが出てきていますので、今回のこういう警報器の設置等についても、結構な数にまたがりますので、それに基づいて助成制度を活用しながら整備したいという考え方を持っております。

したがって、まだ具体的に機種の特特定とか、そういう形で、金額的なことはまだはじいてございませんので、その辺もまた、少なくとも新しい宮園団地についてはすべて各戸についていますので、ですからいいんだけれども、それ以外の古いものについては全戸といえればかなりの数になりますので、それらについては北海道とも打ち合わせしながら、何とか助成の道を探って整備したいと、こういうふうに考えております。具体的に施設の金額の高であるとか内容だとか、まだこれから詰めさせていただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 住宅用防災警報機器の悪質訪問販売から特に高齢者を守るためにということで、機敏な対応が求められるわけでありましたが、現在もさまざまな悪質訪問販売がありましてさまざまな対応をしておりますが、まず、役場の各課に寄せられる住民からの苦情や相談について、我々まちづくり推進課に情報を一元化する

ということが第一に必要でありまして、そのことを徹底してまいりたいというふうに思っています。

それから、その上で、消費被害者防止情報連絡会議というものを町内の各関係機関のご協力によって組織しておりますので、そういったところに一斉に同じ情報を流すということが必要だろうというふうに思っております。その中でも、特に緊急を要すると思われる場合、例えば違法な悪質商法によって被害が発生した、またはその被害がさらに拡大しそうだといったような場合につきましては、即警察署と連絡をとりまして、業者の事情聴取などを行うということまでも想定しておりまして、そういった機敏な対応によって被害あるいは被害の拡大を防ぐということを考えております。

さらには、町内における被害の状況については、全道的なネットワークによりまして被害の状況をお知らせするネットワークができております。そういったことを、道内にも情報を発信して、他の地域での被害を防ぐということを徹底していきたいと考えております。

住宅防災警報器につきましては、特に心配が大きいのであります。いわゆる法律が改正になって設置が義務づけられたというのは、ある意味では、今まではそれがうそだったんですが、それが真実なんです。そういう状況の中で各業者はいろいろと作戦を練ってこれからやってくるだろうと、そういう心配があります。したがって、防災警報機器については特に注意を持って対策をしっかりしていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ファシリティマネジメント手法を用いた施設の維持延命の件でございます。財源確保をして、この手法を取り入れた維持管理と申しますか、そういうご質問でございますけれども、基本的に、施設整備のときにはそれなりの補助金、いわゆるイニシャルコストに対する補助金がございます。ただし、経年による劣化等による維持補修に関する補助金等は、基本的に各関係省庁ございません。しかしながら、年数によっては起債等の制度もあります。これにもいろいろ制約がございます。必ずしも軽微なとか、規模によりますけれども、対象になる、ならないということがございます。そういうことを考えますと、簡単に財源確保を求めて毎年度そういう維持補修ができるかということになりますと、必ずしもそういうことは言えないというふうになります。しかしながら、今後、こういう制度が広まるに従って、何らかの動きが出てくるかと思っております。そういう情報を収集しながら、有利なそういう補助制度等が出た場合には、それを活用する等の手法をとって対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

●議長（稲井議員） 16番。

●竹田議員 悪質商法から守るということで、備えあれば憂いなしという言葉があります。町民に対して早く呼びかけをしていただきたい、情報活動ですね。この呼びかけを、第

一声といいますか、いつごろ予定されて、どのような形で訴えていけるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、ファシリティマネジメント手法についても、確かに補助金をもらって建物を直していくんだということにすれば、次年度、次年度の計画性を持っていかないといけないというのは確かにわかります。しかし、計画を持って進めてどのぐらいかかるのかという試算をしていくというのは、これはやって当たり前のことだと思うんですよ。どのぐらいかかるから、これに何をこのくらいお金がかかるから、それによって、どのぐらいの、町として財源をどれだけ持って、これをもってどのくらい国等に呼びかけをして補助金をいただくかという計画性が、その都度、全体金額が決まる中でできてると思うんですね。ですから、僕の言っているのは、行き当たりばったりの計画ではなくて、もっと先々にどのぐらいかかるのかということのを計画的に出していただきたいということを言っているんです。それを早目にやっていただきたいなというふうに思うわけです。それについて、もう一度お聞きしたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 住宅用防災警報器の設置につきましては、先ほど申し上げましたように、平成18年6月1日以降に住宅を新築または増改築するときに設置が義務づけられると。これは、建築確認の際にそれが確認をされて建築確認がおりると、こういう手はずになっております。したがって、できるだけ早い時期に設置義務を周知させるということも一つありますし、さらには、設置するに当たっての購入のあり方といいますか、いわゆる悪質商法に惑わされないようにという注意の情報について、一体的なPRをできるだけ早い時期に広報等で行いたいというふうに考えております。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 計画性を持つての劣化等に対する、幾ら経費がかかるかというような試算をする必要があるということでございますけれども、現在、町単独で各施設のそういう点検、いわゆる施設のカルテのようなもので管理をしております。これにつきましては、町の各施設管理者が目視なりそういうことで、施設の老朽化、劣化のぐあい、度合い、そういうものを判断して、そういうカルテ的なものを整備しております。これをいかに、幾らかかるかとか、そういう判断につきましては、技術的な問題、事務方が例えばそれを見て幾らかかるかというような判断はかなり難しいものがございますが、そのようなカルテ的なものを既にやっておりますので、それを活用した試算というのはできるかなとは思いますが、いずれにしても、これにつきましては、かなり専門的な知識等が必要かと思っております。そういう意味からすると、今後、そういう試算等についてどの程度の費用がかかるか、それから、どこまで技術的な判断をするか、その辺を含めまして検討の余地があるかなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は3時30分といたします。

午後2時52分休憩

午後3時30分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番、音喜多議員の一般質問を行います。

8番。

●音喜多議員 平成17年度第4回定例会に当たり、さきに通告してあります2点の課題についてお伺いしてまいります。理事者の誠意ある回答を求めるものであります。

まず初めに、公共工事発注に伴う品質確保の観点からお伺いいたします。

最近、公共工事の減少から価格競争が激しく、それに伴ってダンピングや下請業者の発注あるいはそれに伴う雇用や賃金の低下、ひいては談合問題等が発生し、そのため、公共工事の品質確保が多方面から叫ばれております。そのため、政府は公共工事の品質確保のための促進法とその実施に当たっての基本的な方針が定められ、地方自治体においても公共工事の発注に価格のみならずさまざまな角度からその考慮が求められております。

そこで、次の点についてお尋ねいたします。

従前の価格中心の入札制度、公共工事のあり方から多様な要素、つまり社会価値を組み込んだ総合評価方式を考慮にした公共工事のあり方に町はどのような考え方を持っておられるのか、あるいは、どのように臨んで進めてまいろうとしているのかお伺いしたいというふうに思います。

2点目に、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり実施する責務が課せられております。今後の公共工事の発注については十分な配慮が必要と思われるが、いかがお考えですか、伺っていきたくと思います。

公共工事の発注は、今後、つくればいい、終わりだということにはならなくなりました。完成後のその利用頻度に至るまで目的評価が求められ、自治体としてのみならず、そのときの手腕を大とする発注者である町長にも品質確保の促進を図るための責務、必要な措置を講ずるよう求められております。町長としての見解を求めたいと思います。

次に、森林整備に係る点についてお伺いしてまいります。

我が町では、平成14年度から森林整備地域活動支援交付金事業により、その事業の目的である現況調査等を実施してまいりましたが、来年（平成18年度）で、5年間の一つの期間を終了いたします。この事業での終了区域の活用と時期に、この事業の継続とその必要性はあるのかお伺いしてまいりたいと思います。

2つ目に、これから植樹種として、植える木の種類としてグイマツF1も研究対象に進めていくべきと考えますが、その見解はいかがでございましょうか。

次に、森林整備に森林組合との連携は欠かせないものであります。強化策の組合合併問題の現況と町の見解はどのようになっているのかお答えください。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、音喜多議員の質問にお答えします。

公共工事の品質確保に係る従前の価格中心の公共工事のあり方から、多様な要素を考慮した公共工事へと求められているが、この新しい体系の公共工事のあり方に町はどのような考えを持っているか、また、地方公共団体の実施する責務に伴う公共工事発注においての配慮の必要性についてのお尋ねであります。これまで入札の適正化について、透明性、公平性を図るため、さまざまな方法に取り組んできましたが、社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良や談合問題が大きくマスコミに取り上げられることもあり、公共工事の品質確保の促進に関する法律が平成17年4月1日に施行されました。

また、国は、平成17年8月26日に、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的方針について閣議決定し、その中で、総合評価方式の活用について言及しております。

その方式には3種類ありますが、一つには高度技術提案型で、これの特性は、高度な技術提案を要する工事や技術的な工夫の余地が大きい工事であり、この場合の価格以外の評価の要素としては、ランニングコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性、環境の維持、景観などが挙げられます。

次に、標準型ですが、これは、高度な技術提案を要する工事以外で、技術的な工夫の余地が小さい工事です。この場合の価格以外の評価の要素としては、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策や性能などが挙げられます。

次に、簡易型ですが、これは、技術的な余地が小さい工事です。この場合の価格以外の評価の要素としては、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績などが挙げられます。それぞれの方式に係る工事金額的な目安は示されておられません。

現在、厚岸町が行う工事の大部分は簡易型に分類されるものであります。厚岸町では、公共工事の発注金額も少なく、工事の完成検査でも請負工事施工成績評定基準を設け実施しており、施工体制、施工状況、出来形及び品質、できばえなどをチェックしております。これらの方式の導入に当たっては、地方自治体の財政状況から職員の削減も進められており、品質を確保するための技術審査が加わると、入札執行までの多くの時間と労力が必要となること、国や北海道と違い、市町村では地元業者の育成や地元経済への波及効果という大きな問題もあると考えられます。

法第5条では「国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定や実施する責務を有する」と規定しております。北海道開発局では、来年度発注予定額の5割程度を総合評価方式で実施しようとしておりますし、北海道は来年度も工事内容により試行する予定とのことですが、厚岸町としては、当面現状の形で入札を進め、今後、他市町村の対応を見ながら、地域の実情と公共工事内容等により検討してまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注は、完成後のその利用頻度に至るまで目標評価が求められ、自治体としてのみならず、首長にも品質確保を図るため必要な措置を講ずるよう求められている。町長としての見解を求めたいとお尋ねですが、さきに申しあげました法第5条にのっとり、地方公共団体の責務として今後の公共工事の発注のあり方に対し、基本理念や方針を尊重し、地域の実情も考え合わせて検討したいと考えております。

次に、森林整備についてであります。

初めに、森林整備地域活動支援交付金事業の終了区域の活用と、次期この事業の継続と必要性についてお答えいたします。

この制度は、森林所有者による計画的な森林の施業が特に重要として、森林の現況の調査や地域の活動を確保するための財政支援として、国が4分の2、北海道が4分の1、町が4分の1を負担し、平成14年度から5年間を期限として実施中であります。今年で4年目を迎え、対象森林面積が、初年度の1,927.8ヘクタールから年々ふえ、今年度は2,484.78ヘクタールとなり、森林所有者135人に総額2,484万8,000円が交付される見込みとなっております。この間、交付金によって対象森林内の現況調査や造林植栽計画などが樹立され、その後の造林施業へと結びつくなど、一定の効果が認められるところです。この制度は平成18年度で満期終了となりますが、国では、同制度に関する検討委員会を設置し、平成19年度以降の本制度のあり方について検討を進めているところであります。現在、検討会での検討資料として、市町村・森林組合・森林所有者を対象に、取組状況や制度の効果などについての意向調査を実施しているところであります。

当町としても、木材市況の厳しい状況下で、森林所有者の造林事業に対する意欲の減退に対し、本制度を有効に利用し、森林組合と連携を図りながら民有林の森林整備の振興を図り、森林の公益的機能を増進させるためにも有効な事業と認識しているところであります。

次に、これからの植樹種としてグイマツF1も研究対象に進めていくべきとお尋ねですが、グイマツF1は、グイマツとカラマツの交配種であり、カラマツよりも早く成長し、病気やネズミの食害に強く、幹が真っすぐで材質が強いという特徴があり、25年ほど前に商品化されました。町内では、22年前から植栽され、現在156ヘクタールがグイマツF1の造林地となっています。うち56ヘクタールを占める町有林では、直径約10センチ、樹高が約8メートルほどに達している林班もあります。現在、道立林業試験場では、このグイマツF1の特徴を持った優良樹種グイマツスーパーF1を、クローン技術によって苗木の量産化に取り組んでいます。苗木単価は、通常のカラマツの約2倍であります。生存率の高さが特徴であることから、造林に際し低密度での植栽が可能であり、間伐回数の減など経費の削減につながるなどの試験結果があります。

町では、10年ほど前から広葉樹の植栽を行い、針葉樹と広葉樹の混交林化によって、森林の公益的機能を充実させようとして取り組んでおりますが、今後、このグイマツスーパーF1の道立林業試験場の情報に注視し、活用方法を検討してまいりたいと存じます。

最後に、森林組合の合併問題の現況と町の見解についてお答えいたします。

北海道は、平成9年度に森林組合合併推進方針を策定し、積極的に森林組合の広域合併を進め、また、北海道森林組合連合会では、平成15年度に森林組合系統改革プランを策定し、平成17年度までに道内84組合に統合する広域合併計画を推進しております。こ

の間、平成10年度から平成16年度までに51組合が合併し、平成17年6月現在で112組合となっており、合併協議会の設立状況から平成18年度末には道内の森林組合数は90台半ばになるとの見通しとされております。

厚岸町森林組合は、今年5月に開催された通常総会において、代表理事組合長から平成17年度は合併を行わないとの表明がされたところであり、現在においてどの森林組合とも合併についての協議を行っていないと伺っております。北海道では、合併森林組合に対し、造林補助事業や保安林整備事業を優先するなど支援策を打ち出して合併を後押ししていますが、一方で、合併した組合が統一した経営方針を立て、管理経費をどのように抑制して収益に見合った組織にするかなど、多くの課題を克服しなければならない現実的対応の困難さもあると思われまます。

町といたしましても、公的団体として民有林の振興を担う森林組合の動向は、森林・林業行政上の重要な案件でありますので、指導監督権限のある北海道と連携を図り、森林組合の合併問題に対処してまいりたいと存じます。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 8番。

- 音喜多議員 自分で持ち時間1時間と想定しておりますので、ぜひ簡潔なる答弁をいただきたい。ただ、私が調べていくと、一般質問するに当たって、結構深く調べてきた経緯があるものですから、少し私に時間をいただきながら、そちらからの答弁は簡潔にして、それで不足ならば次回またやらせていただきたいというふうに思います。

まず1番目の品質確保についてのこのような質問をさせていただくのは、もともになっているのは条例であります。その原因はご存じだと思いますが、今さら言うまでもなく、公共事業の入札制度に端を発しているわけですね。これは、今までの反省が入った話だというふうに思いますが、厚岸町が入札制度において現在まで何か不正をしているというわけではありませんが、しかし、平成14年に同じような質問をさせていただきましたが、ちょうど3年前に我が町の入札で談合があったのではないかとという告発文書まで、あるいはテレビ報道まであって、それは事実、ご存じだと思います。それ以来、私もずっと大変なお金を国民から預かってというか、私どもの町では大したことはないんだけど、国がやっているというか、直轄なんかは非常に腹立たしいものもあるわけですし、非常に関心を持たせていただいたというのが今日までの過程でございますので、今日までためてきたことを少し勉強しながら、新しい法律のもとでそういうふうであってほしいし、そうすべきだというふうに思っておりますので、その点、反感心を持たないでぜひ聞いていただきたいなというふうに思います。

昔も今も、あるいは小泉政権になっても、相変わらず談合問題が起きております。談合は日本人の心情からというか、そういった日本人の心からすると、これはなくなると言われているわけですね。しかし、それでいいということにはならないということで、政府は官製談合防止法やら入札契約適正化法案、そして今回の品確法で、間もなく1月からは改正独占禁止法の施行など、ますます罰則を強めている。しかし、この罰則そのものは、アメリカ、EUから見ると全然低くて、それが、先ほど言った日本国民の

心情というか、この世界のそういう容認するとか、それがはっきりしているということもうたっているわけですね。談合はなくなると、日本経団連の奥田会長みずからが次のように言っております。「全国津々浦々に行き渡っている慣習のようなもので、地方で仕事を回し合っているワークシェアリングだ。本当はフェアな闘いをすれば、力の強いところが勝ち、弱いところは沈んでしまう」、4月11日、朝日新聞で報道されていまして、社会的にちょっと問題になったわけですがけれども、すぐ火の気が消えたということでございます。

今までの入札制度というのは、入札金額が安いところに発注するという、そういった状況で来ていますが、それではだめだということで、競争性を高めるということもやってきたんですが、それでは解決しないと。価格だけではダンピングによる企業の倒産とか、それにほうり出される労働者の問題とか、悪いことばかりを生んで、好ましい状況ではないよということで、政府も1990年の前半まで、地方を巻き込んで大型工事を肥大化させてきたんですが、その後、後半にあって北海道も気がついたわけですね。1997年に北海道が、時のアセスメントを実施したり、あるいは三重県が政策評価を取り入れるなどして、政府も、こういうことではだめだからということで気がついたというのが実情でございます。したがって、99年2月に地方自治法の施行令の問題で改正をしまして、入札に総合評価方式を導入するということになって、今日に至っているわけです。この総合評価方式を見たい、発注者としてはこういう点はどうなんだろうとか、こういう疑問はどうなんだろうということで、以前から話が各自治体においてはあったんですが、契約担当者にしてみれば多事考慮だということを言われて、なかなかそういったことについて口を挟むことができなかったというのが実情であったようであります。しかし、今回の99年の施行令の改正により、そのことが多事考慮ではないというふうに正確に認められているわけです。そんなことから、余り知られていなかった総合評価方式というのは、ほかの自治体では全く知らない担当者もいたし、こんなことをやっちゃいけないという首長間の注意もあったり、なかなかいいこと、この視点からの入札制度が浸透しなかったというのが実情だったわけです。

しかし、開かれた自治体というか、新しい、注目するというか、そういった自治体では、総合評価方式の導入によって、契約の手續そのものが決められるというところに着目してきているわけですね。そんなことで、国もそれを全面的に認めまして、総合評価方式に社会的価値を組み込むことを認めているわけです。これを政策的価値あるいは政策入札とも言われてきていますが、このことをきちっと今回は国も認めてきたということが背景にあるわけでございます。

そんなことで、今後も、この改正によって引き続き、既に2004年度に随意契約にもこの法律が適用されていると。施行令を改正して総合評価方式を入れることができるようになったと。今回の公共工事の品確法そしてまた今回答のあった基本法が定められたということで、そういう経緯で来ております。

そこで、私の本題に入らせていただきたいと思います。

質問の1つ目として、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる公共工事品確法ですが、第3条第2項に、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならない

ないと定めている、これは担当者もご存じだと思います。ここで、多様な要素とは、今、技術面だけではなくて社会的要素が含まれますよと。その一部を回答いただきましたが、改めて、それが何であるかということを引きちとお尋ねしていきたいというふうに思います。

今言われたように、一番、町で必要としている、あるいは、こうすれば公共工事として、ただ単なる箱物をつくるにしても、そのことが検討されたのかということが言われているわけですが、そういったことに対して、うちの町としてはこうあるべきだというものの検討をされているのかということをお尋ねしたいと思います。それは、町づくりにもかかわってくるわけですし、担当者のみならず、町として総合的に検討されるべきというか、そのように考えます。

次に、町は、この法律に基づいて実施する責任がありと。今後、こういったことでは十分配慮する必要があるというふうに自治体が定めなきゃいけないというふうになっているわけですね。第5条で、今、回答の言葉にもございましたけれども、地方公共団体の責務を定めているわけです。地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し及び実施する責務を有するとなっています。厚岸町としては施策を設定し、実施する責務がこの法律によって課せられたわけですが、これに基づいてやる気があるのかなのかという話はございません。町長が何と言おうとも、業者が何と言おうとも、我が町は、町民の総意として我々はこうだという宣言に等しい施策を持って実施する責任があるわけですが、そういったことではどのように思われるかという、この法律に基づいて、正直言ってやる気があるのかということでございます。

次に3点目ですが、回答の中にもございましたが、第6条で発注者の責務というのがきちっとうたわれている。いわゆる町長にそのこと、長はこうだと。今までは町と首長とは一緒の部分が多かったんですが、今回ははっきり自治体の責務と町長の責務というのは条例で分けて、そのことを明確にさせているわけですね。時の発注の町長にも、その法律の促進という非常に細かい点までが定められております。それは、今までも過去には、いざとなったときに、資料がないとか、じゃどういう工事をやったんだと、そういう反省にもあるわけですが、将来にわたって残す責任と義務が課せられたわけですが、町長の見解は答弁書どおりであるのか、改めてお尋ねしたいというふうに思います。

次に、森林整備の関係ですが、今、ご回答いただいたとおり、私の町では法律そのものというか、補助金を含めて、18年度に終わるわけですが、ぜひ引き続き取り組んでいただきたい。そういう意味では、これは、今、国が検討している段階ですから、我が町からも声を上げて、ぜひ継続してやってほしい。そのことは、川下の湾を守る意味でも、放置のままではだめだと。木を植えていこうという意味があるわけですが、その点は大変町としても年間640万円を持ち出すことに、財政的には非常に厳しいかと思われませんが、ぜひこのことを、声高らかに継続していくんだということを表明いただけないかというふうに思います。

それから、グイマツの関係についてです。今年、町民の森を施行して6年たつわけですが、協力していただいた方は、皆さん黙々と楽しそうに植林をしていただくんですが、何か将来にわたって、植えた木が皆さんに希望を与えるというか、やることに楽しみ、

また、将来に木を植えても40年、50年、またそれ以上の歳月を要するわけですが、厚岸町で木を植えて楽しかった、それが、自分たちが植えたのをふと思い出せるようなものにならないかというか、ずっと私、気持ちの中で温めてきて、前回の定例会で質問させていただきたいなと思っていたんですけれども、実は厚岸町にグイマツというのは、どこよりも早くあったというか、ご存じだと思います。教育委員会はそれを指定しているわけですね。俗に言うシコタンマツです。国泰寺の境内に200年を超える歴史を持っている。こんないいものがあるって、厚岸町で今注目されているスーパーF1という響きのいい言葉で町を盛り上げることはできないか。同じ町民、木を植えるにしても、将来に夢を与えるような、子供たちが楽しく植えていただいているんですが、何となく私のような年のいった者でも、F1あるいはスーパーF1と言ったならば、あつという思いがしてならないわけです。同じ木を植えるにしても、そういう作業というか、そういう気持ちを持ってというか、町も後押ししながら、夢がある森づくりというか、そういったことができないか。同じ苗木の中でも、そういったことをしっかりと考えていただければなというふうに思います。

もう200年を超える、近藤重蔵が厚岸町に帰ってくる時に持ち寄ったその木が、脈々とあそこに2本敢然と立っています。200年を超えています。そんなことでは、ほかの町よりも誇れる、いい大事な資産を残してくれていると。最近の改良されたものは、答弁書にもあるとおり、すぐれ物です。それで、この世の中、何となく厳しい情勢ばかりがある中で、厚岸町に従来からあるシコタンマツ、グイマツを生かして、町の皆さんに少しでも、あるいは全国の皆さんにそういった光を当てられないかというふうに考えます。

3つ目の森林組合の関係でございます。今日、新聞に出ました。新聞に出ましたというよりも、今年の春に浜中町と釧路町が合併するということを前提にして話を進めてきておきまして、事務所を釧路町にこの12月には既に決めました。釧路町にとりあえず準備委員会を発足させるということで、予定としては新聞に出ているとおり、来年11月にお互いの組合で合併の決議をして、19年1月には支庁や道と話し合っ、3月に法務局に登録して、4月1日から完全なる合併組合を発足させるという経緯でございます。

そこで、厚岸町、16年度決算、この間終わったばかりですが、森林組合から当初400万円の出資金の吸い上げだったんですが、決算で700万円計上していますね。その引き揚げた理由は、私も聞き漏らしていたのか、説明していたのか、わかりませんが、どういう事情だったのかなというふうに思います。引き揚げた時点での、うちの町も理事者になっているわけですから、うちから出資した総額は幾らだったのか。平成6年に900万円、例の問題からして出資というより増資しているわけです。その時点、900万円増資して総額幾らあって、今日まで来て700万円引き揚げたんだろと思いますが、引き揚げた理由というか、それは本音のところは何なのかというふうにお尋ねしてまいりたいというふうに思います。

私どもの3カ年計画においても、町は合併推進に向けて働きかけていくよという目標があるわけです。そんなことから、淡々と進んでいる両町の関係で、厚岸町はどう眺めていると言ったら失礼ですけれども、どういう指導というか、森林組合の関係はいかなものかなというふうに思います。

とりあえず、そのことで2回目の質問を終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 建設課長。

●建設課長（北村課長） 公共工事の品質確保についてご答弁させていただきます。

前段言われたとおり、厚岸町としても、平成14年度に従来の発注に当たっての中でいろいろ問題もございまして、透明性の確保という形の中では、250万円以上のものの予定価格の事前公表、それに競争性の促進という形では指名業者の公表を入札事後というような形と、さらには罰則の規定を強化し、今現在に至ってきているわけです。

今般、11月16日に国の方から今回の法改正に伴う関係の説明会がございまして、私も行ってまいりました。その中で、今、質問者言われるとおり、従来の価格競争の中でつくればいいというものではだめだという形の中で、従来の低価格入札ではなく、それをさらに総合評価方式という形の中で、ある程度焦点を決めた中で、最低入札価格であっても、総合評価点で点数をつけることによって2番の札の方までもとれると。とれるというか、そういう形の考え方、それが今回の総合評価方式の中での技術提案型であるとか標準型であるとか簡易型という、3つの方法という形で総合評価方式という形になってきております。

現実的にいうと、昨年、国の方で、北海道開発部で試行した中では、100件やって3件、2位の方が落札したという経過は聞いてございます。ただ、全体的に試行の中では評価点が非常に下の低い点数でしたから、安い札を入れるとなかなか逆転することがなかったという形の中では、その焦点を今度大きくしようとか、国の方はそういうふうを考えて、今回さらに発注額の半分ぐらいはいこうという形の考え方で説明されております。ただ、質問者が言われる第3条2項の基本理念という形の中では7つの項目ございまして、そのうちの第2項のことを言われました多様な要素とは、町長から答弁ありましたとおり、ライフサイクルコストであるとか、リサイクルの対策、例えば環境の維持であるとか交通の確保とか性能とか説明させていただきましたが、それぞれ技術提案型のやつと、それから標準型の、そういう価格以外の要素、簡易型の要素とか、それぞれが違ってございます。それらを含めて、一応多様な要素という形でご理解をいただきたいと思っております。

次に、第5条の地方自治体の責務の関係でございしますが、町長が答弁申し上げましたように、基本的には、国が最初試行していたときには2億円以上の大きな事業費を想定した中で検討していたみたいですが、基本的には、技術提案型、私どもは環境に対してこういう配慮をしますよとか、この技術たるや、うちの方はこうやってすぐれていますよとか、そういう技術提案型というのは大きな金額に係る関係の方なんですけれども、そういう提案を今度審査するために、民間から有識者も入れなきゃいけないとか、その技術がわかる人を入れた技術審査をしないと、総合点というか、評点ができないような仕組みになっていますし、そういう状況から考えると、今現在、厚岸町の段階での発注工事の中で、そこまでの審査をするということは現在のうちのスタッフでやっていくことも不可能に近い状況になります。

それとさらには、その審査をすることによって、今度入札までの行為とか時間もかかってくる。いろいろな情勢の中を考えたときには、まだ国も北海道も試行状況の中では、

現在は当面この形の中、今のうちの入札執行制度の中でやっていながら、他町村の例とか、いろいろ北海道の焦点の違いも出てくると思いますので、そういう時点で、厚岸町としては取り入れ可能かどうかというのを検討をすべきである。今の段階で町の発注工事に当たっては、当然入札に当たっての業者選定、施工能力があるとか、そういうものが基本ですから、基本的には簡易型と言われているところに施工計画とか今までの実績があるとか、いろいろなことが全部焦点として出てきますので、ベース的には基本理念にある程度のとった形の中で町も行っていきますから、そういうことを考えて、当面は現状のままを進めながら、いろいろな北海道の動きとか他町村の動きを見ながら検討していきたいと、そのように考えておりますし、3点目の第6条の発注者の責務そのものは、町長個人ではなく、あくまでも発注する自治体としての物の考え方、とらえ方として押さえなければならないという形の中では、そこには当然職員も確保しなければならないとか、そういうことが全部位置づけされていますので、それも含めて、当然地方自治体の責務の中で、今考える今後の中でそれも検討していきたいという形で町長から答弁させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、森林整備についてご答弁申し上げます。

まず、森林整備地域活動支援交付金についてであります。この制度につきましては、森林所有者並びに森林組合において、継続への期待は非常に大きいというふうに認識しております。国においても、そういった意見を聞いているということでありまして、現在、その検討中であるということでありまして、検討委員会の意見を反映した形で、引き続き、国が予算措置、計画等をどのようにしていくのかということ町としても注目しているところであります。その場合には実施主体としては町になるわけですが、その場合には関係部局と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに存じます。

それから、グイマツF1から派生して、さらに優良な苗木が出たということで新聞報道されたところでございます。グイマツは、別名シコタンマツと称されるぐらい、いわゆる極東地域、寒冷な地域に生息する、しかも優良な材がとれるということでございます。一方では、カラマツが特徴として成長が早いと。カラマツは本州に主に生息する樹種でありますけれども、戦後北海道において造林の苗木として非常に多く用いられてきたと。そのかけ合わせによって、非常にいい苗木ができたということでございます。

さらに、新聞報道あったわけですが、私もそのとき直感的に、この木は町民の森に植えてみたいというふうに思いました。そこで、森づくりセンターを通じて、来年度苗木が手に入らないかということをお願いしたわけですが、現在、林試、林業試験場でございますが、そこでまだ試験中でありまして、どうしても今の段階では提供できるという状況にはないと。まだ苗木が非常に少ないという状況でございます。ですから、こういった町の意向を引き続き林業試験場の方にも申し上げて、何とかして来年手に入らなければ再来年という形で、何とか町の町民の森に植えてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、森林組合の合併についてでございますが、まず、出資金についてござい

ます。ご質問者がおっしゃられたように、平成6年度に900万円の増資を町でしてございます。この段階で、森林組合に対する町の出資総額は1,350万円でありました。この金額のうち、まず初めに400万円について減資の申し込みをしてございます。これは平成16年度でございしますが、このときの考え方は、財政改革の一環ということでございます。平成6年度に行った増資のときは、森林組合の経営支援という意味が当時あったということございまして、その後、順調に森林組合は経営を立て直しまして、単年度収支も毎年黒字を継続して出しているという状況の中でありました。そういった中であって、町財政も苦しくなってきたということで、この900万円のうちの400万円を出資の返還していただけないかということで、組合との合意を見て、返していただいたということでございます。

その後、実はその年度にもう一度300万円の減資ということがございました。これにつきましては、当時民有林の振興対策事業という事業がございまして、この事業が当初の町の計画よりも森林組合がどうしても上回って行きたいという希望がございました。結果的には施業を行ってまいった最終の段階で、町に何とか増額していただきたいというお願いがありました。その段階で、町は、財政改革の途上にあるということで、当初決めた金額から増額する財源をどうやって捻出するかという議論がありまして、その中で森林組合から、減資に応じるので、それを一般財源扱いにはなるわけでございますが、それを原資にして何とか民有林の振興の補助金の確保をしていただきたいという経緯がございまして、300万円、合わせて700万円の減資になったということでございます。この段階で、町の出資金の残高は650万円ということになってございます。ちなみに、森林組合の、現在、平成16年度末における出資金の総額でございますが、3,550万1,000円ということでございます。森林組合における出資金の総額でございます。

それから、森林組合と町の関係についてでございます。町長の答弁にもありましており、森林組合につきましては、森林組合法によって北海道が指導監督権限でございます。北海道でもそういった指導監督権限の中で、北海道の森林組合育成指導方針というものを立てまして、その中で合併ということを出しているわけでございます。お話を聞きますと、意向としては厚岸町も含めた3町で合併するのが望ましいというふうに北海道は考えていたようでございますが、さまざまな要因によりまして、厚岸町は今回の合併については加わらないということが、今年5月、総会の席で町長が申されたように正式に表明されたということでございます。厚岸町としても、民有林の振興のための母体であります森林組合でありますので、この動向については非常に注目しているところでございます。今後、厚岸町の森林組合はどのように、合併をしないで経営を行っていくのかということ、来年早々、役員会のレベルで考えていきたいというふうにも聞いております。そういった中で、町としてどのようなかわりが持てるのかということもあると思いますので、北海道とも連携しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 時間がないので、品確法の方について、二、三、提言させていただきたい

と思います。

今度改めてまたやらせていただきますけれども、総体的な部分での、いわゆる厚岸町として、先ほど質問させていただきました多様な要素あるいは社会的な要素とはどういうことを考慮してやるのということ、それをきちっと项目的には言いましたが、これは技術者というか、施工者というか、側の片方の目だけです、これは。しかし、厚岸町全体として見なきゃいけないよということになっているわけです。それは何かというと、一つは入っていますね、環境問題。これは、これからやらんとしている、先ほどの答弁の中でも真龍小学校の改築、これは大気に対してヒートポンプをやしましょう、これもしかり、いいアイデアというか、いい着目です、こういったことは。そういった問題について厚岸町としては総体でしっかり着目しながら、これはいい、こういうことはいい、そういうことを頭に入れながら、物をつくるにしても、あるいは発注するにしても、そういうことを考慮しなきゃいけないよということを行っているわけですし、いろいろなことを言われましたが、問題は、まだまだ福祉の分野、福祉課長、ぬくっとしてられないよ。公共工事発注するといったら、福祉の分野から、うちは何、関係あるだろうかとか、こうあればいいねとか、積極的にそこを提言していかなきゃいけないでしょう。そういうことで、心和園の給食委託、会計だけだと思っているからそういう事故も起きるのかもしれないけれども、一つ物事をやるといったら、うちと関係するところはないか、うちはこういう部分ではこの工事については物言っていていいねとか、そういう関係が必要ではないのかと。これは、しっかりそのことを言っているんです。

もっと言えば、男女共同参画、これを国は考えている。大臣まで置いて公共工事に入れましょう。あるいは厚生労働ももちろん大臣もいることだから、そういったことで、特に国はこのことを進めているわけですね、環境問題に関しては。2000年に町内で買っているグリーン購入法に基づいて、そういったものを買っているかどうかという問題、あるいは、うちでやりましたね。最近は何かあれだけども、国際規格であるISO1400シリーズ、当然ですよ、それ。片っ方だけがそれを壊すとか無視したという、それで「厚岸町の公共工事は」って、そういうことにはならないですね。先ほど簡易型と言ったけれども、中小企業向けにも、そういったエコアクション21というのがあって、当然中小企業の小さな業者にもこういったことが課せられるというか、求められるというか、それと協調しながら公共工事をやっていく。それが今後というか、法律によって明確にされているわけですから、そういう入札契約担当者のみならず、これからは学校の建設、いろいろありますよ。そういう視点で、ぜひ後から、ああでもない、こうでもないとか、そういう言われなきようにしっかりと研究していかなければいけないだろう。これからばんばん公共工事あるわけでないですから、5年か10年に一つぐらいの大型工事には、十分それだけの時間がかかけられると思います。さっきは、そういう技術者とかどうとか言っていたけれども、それは大きなところというか、都道府県単位では当然それもあるでしょうけれども、地方にはないと思います。

それから、森林の関係、まず、ぜひうちの議会としても次回あたりは意見書を上げたいなという感じがします。今回、森林整備に関しては意見書を上げていきますけれども、そしてまた、グイマツについては、これは本当に先ほどから言うように、厚岸町にあるわけですから、200年も前からそれこそもってきて、グイマツはうちが発祥の地ですよ。

F1はうちの母体から生まれたんですよと。実は私、7年前にシコタンマツの松ぼっくりを営林署の職員に持たせて、それをできないかという話をしたことがあるんです。持っていったんですけれども、なしのつぶてで、正直言ってそれ以来だったんですが、そのときから関心は持っていたんですけれども、そういった名称というか、名前だけで町の明るい話題となれるように、ぜひ考えていただきたいと思います。

森林組合の問題、結論から言うと、出資をこれだけ減らしちゃったのでは、大変森林組合もつらかろうと思うんです。平成6年に増資したときにはいろいろな問題があって、一時仮調印までしていたやつをご破算にしてしまったわけですから、あと丸1年あるんですが、何とか町は力になれないものではないでしょうかね、端的に言ってしまうと。道と一緒にしてほしいと思っています。そして浜中町も釧路町も「この1年間、窓口はあけておきますよ」と、そう言っていたいています。町長は確認できたかどうかわかりませんが、ぜひそういう意味では、3カ年実施計画にもあるいは町の基本方針でも、そういう森林組合育成というか、なくしちゃならないし、おかしくしても大変なんです、後始末は。そういう意味では、ぜひ力をかけてあげていただきたいというふうに思います。

以上で3回目終わらせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、品確法であります、ただいまお話がございましたとおり、平成11年に地方自治法の施行令が改正されての総合評価方式というものがなされたわけであり、さらにはまた本年4月1日から、先ほどからお話しありますとおり、品確法というものが施行されたわけであり、すなわち、指名入札方法が大きく変わろうといたしております。そういう中で、安ければいいという時代ではないということであり、品質確保するということが最も大事なことであり、特に厚岸町のように地元優先ということでいろいろな施策を講じておるわけであり、地元企業においても今こういう時代になったということ意識しながら、技術力の向上に力を注いでいただきたい、そのように考えております。

それと同時に、お話しありましたとおり、総合評価でありますので、環境、男女共同参画、さらにまた公正な労働、すなわち労働条件がどうであるか等々の評価もあるわけであり、どうかそういうことで、企業の体質改善といえましょうか、現在の入札の方法について変わっていることを頭に置きながら、企業人として大きく伸びるための努力をしていただきたい。また、厚岸町といたしましても、そういう時代でありますので、検討課題としてこれからも総合評価とはどうあるべきかということを考えていきたいと思っております。

さらにはまた、森林整備地域活動支援交付金制度であります。あと1年あります。すばらしい、私は制度であると思っております。願わくは継続していただきたい、そのように考えておりますので、今、国の方でも再検討するという方向にあるようであり、今、音喜多議員からは、議会でも決議をしたいというようなお話がありましたが、私も、すばらしい制度だな、続けてほしいという考えは持っておりますが、国がどうい

う方向づけをするか、今後の課題であろうと、そういうように考えております。

さらにはまた、森林組合の合併問題であります。実は合併方向についての考え方が両町からありました。浜中町、釧路町から、両組合長が私のもとに来まして、いろいろとその事情をお話しいただいたわけでありまして。その以前に、私といたしましては、両町が来るということでありましたので、厚岸町の組合長においでをいただいて、合併問題についてはどういう考えでいるのでしょうかということをお尋ねしましたところ、先ほどの答弁のとおり、合併の意思はないということでありましたので、私といたしましては、両町にその旨をお伝えいたし、両町といたしましては、厚岸町の飛び地であります。両町で合併をいたしたいということの意思表示をいたしたわけでありまして、今日の森林組合は大変厳しい時代を迎えておる中で、中核森林組合の認定というものを受けることも、これからの森林組合にとっても大事なことでなかろうか、そのように私は考えておりますので、森林組合は森林組合の考え方があろうかと思いますが、これからも連携をとりながら合併問題についてはどうあるべきか検討していきたいと、そういうように考えておりますので、森林組合の自主的な考え方に基きますが、厳しい森林組合の経営状況を考えますと、いい方向に向かう指針といたしまししょうか、手助けを、これから考えていかなければならないのではなかろうかと。以前には、3町の合併ということが進んでいったわけでありまして。しかしながら、いろいろな事情の中で3町の合併が実現しなかった等の経緯もありますので、そういう点を考えますならば、私は3町の合併ということも将来において考えていかなければならないのではなかろうかと、そういうように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（稲井議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 私からは、スーパーグイマツF1について、再度ご答弁させていただきます。

質問者おっしゃられるとおり、国泰寺のシコタンマツ、200年になろうとしておりますが、まだ立派に育っております。そういった、厚岸町にゆかりのあるグイマツの優良木から派生したスーパーグイマツF1という思い入れを林試の方にも強く伝えて、何とか苗木の確保を早目に図ってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●音喜多議員 よろしく申し上げます。

●議長（稲井議員） 以上で音喜多議員の一般質問を終わります。

次に、6番、佐藤議員の一般質問を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 平成17年第4回の定例会に当たりまして、さきにご通告を申し上げました質問項目に従い、町長のお考えをお伺いするものでございます。

それにつけても、月日の流れを早く感ずる年齢となりまして、振り返ってこの1年、

皆さんに胸を張って議会の活動の報告をすることができるのか、いささか反省をいたしております。

さて、質問の最初でございます町立病院の運営についての質問でございますが、さきの決算審査委員会やさまざまな議会での議論の際に、病院運営に当たり、赤字に対しての批判的な意見がありますが、もちろん企業会計でもあり、赤字より黒字の方がよいわけではありますが、金額の大小にかかわらず、赤字すべてが問題とする意見にはなかなか全面的に賛成することはできないのであります。このことは、高齢者人口の増加で伸び続ける医療費の抑制を目的に、改革という名のもとにさまざまな医療制度改正が行われ、今後も診療報酬の大幅引き下げが検討されております。病院を取り巻く外的な要因も、病院運営の悪化の原因でもございます。また、民間の病院とは違い、収益性ばかりに力点を置くことができない非効率的部分を抱えている点も理解しなければならないと考えております。

そこで、町民の命と健康を守る責任から、そのコストとして、一般会計からの繰出金はどの程度なら許される範囲とお考えなのか。また、自治体の病院設置責任と経営責任である、病院の果たすべき分担についてお伺いいたしたいと思っております。

次に、私は、地域医療について学問的に定義づける知識も能力もありませんので、私なりに勝手に解釈いたしておりますが、今、人や物あるいは金がないからみんなで連携してやりましょう、そんなふうを考えておりますけれども、先ほど病院会計の赤字について申し上げましたが、私は、国保の会計も含めて、病院あるいは行政、町民、三位一体の連携が最も大切ではないかと考えておる一人でございます。町民の命と健康を守る病院がなくなるとはもちろん問題ではありますが、しかし、病院にかかる町民が多くて病院は黒字、病院にかからない町民も等しく納税する国保会計が大幅な赤字では、これまたたまったものではございません。また、人間として生きがいやあるいは高齢者の生きがいとして、健康で働く以上の生きがいはないと思うのであります。まして、厚岸町のように一次産業に従事される方は定年がないのであります。

そこで、病院、行政、町民が、それぞれの役割と責任の中で地域医療を進めていくことが大切と考えております。一つは、病院（医師）の責任であります。何といたっても、患者から信頼される病院づくりであり、意欲のある医師の確保であります。しかし、これだけでは、真に住民の健康が守られないのであります。

したがって、2つ目に、病院開設者であります行政の役割であります。医師は病気を探すプロではありますが、住民の健康に対して住民自身や行政が主体的でなければならないと思っております。そんな観点から、行政は、予防、すなわち病人をつくらない健康指導をさまざまな機関と連携し進めていくことが必要であり、今後も積極的に推進していただきたいのであります。

3つ目は、みずからの健康はみずからが守るという住民自身の自覚と病気にかからない生活習慣の実践であります。私は、病院（医師）あるいは行政、住民がそれぞれの役割と自己責任を実践することにより、地域医療が完結するものと思っております。とかく住民の健康を守るという観点でいえば、よい病院を建て医師さえ確保すれば万々歳のように思われがちですが、そうではありません。したがって、地域医療を全体で支える考えから、それぞれが連携し進める必要性を感じておりますが、町長のお考えをお

聞きしたいのでございます。

最後の質問であります。いろいろ申し上げてまいりましたが、しかし、何と云っても医療の中心となるのは医師でありますから、その医師を確保するに当たり、町長の地域医療に対する熱い思いというものが医師にも伝わらなければ、意欲のある医師の確保につながらないと考えますが、町長の地域医療に対する熱意を最後にお聞かせいただきたいと思っております。

最初の質問にかえさせていただきます。

●議長（稲井議員）　ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、佐藤議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

町長。

●町長（若狭町長）　6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町立病院の運営について、町民の命と健康を守る責任から、そのコストとして一般会計からの繰出金はどの程度なら許される範囲かについてのご質問であります。一般会計から病院会計への繰出基準につきましては、地方公営企業法第17条の2及び地方公営企業法施行令第8条の5に、その負担基準の原則が規定されております。その内容であります。病院建設に係る経費、医師などの確保に要する経費、救急医療の確保に要する経費、保健衛生行政事務に要する経費、医師及び看護師などの研究研修に要する経費、病院事業会計の人件費のうち共済組合追加費用の負担に要する経費などとなっております。さらに、病院の自助努力の上に立った経営健全化計画による不良債務の解消の繰り出しがあった場合の経費が該当をいたします。

現在における一般会計から病院会計への繰出金は、平成14年2月に策定した第1次厚岸町財政運営基本方針においてその方向性を示しているところであり、さきに述べました法令に基づく繰出基準を基本に繰り出しているところでもあります。

一般会計では、国における経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針2005による地方財政の三位一体改革により、地方交付税や国庫補助負担金が大きく減少する一方で、地方への税源移譲が先送りされているなど、年々厳しさを増す財政状況にあつて、これに対応するため、財政調整基金などの基金を取り崩し、かろうじて収支のバランスをとってきているところから、繰出基準以外に対する病院会計への繰出金の増額は非常に厳しい状況下にあります。法に基づく繰出基準は遵守し継続していきたいと考えております。

さらに、自治体の設置責任と経営責任のある病院の果たすべき分担についてのご質問であります。町は、町民の命を守り、安全・安心なサービスの提供を図り、町を健康にする、そこに住む町民の健康を含め、幸せに暮らすことを守る責任があります。行政といたしましては、町立病院に対して民間診療機関で抱えることのできない部分を含め、町民の健康を守るために「住民ニーズに対応した医療」「地域に不足する医療」の取り組みを中心に、健康づくり、予防活動、福祉の分野への対応を求めているところであります。

また、町立病院としては、医療行為はもちろんのこと、看護・福祉・健康づくり、予防活動をきちんと支える専門家の集団として、地域住民の期待にこたえる必要があり、町民にとって、厚岸町に住んでよかったと思える価値を見出していたかなければならないと考えています。

その上に立って、病院開設者である私と病院の責任者である院長は、お互いが責任と自覚を持って病院経営の理念、経営方針について絶えずコミュニケーションを持ち、一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

次に、2点目の地域医療について、地域医療を全体で支える考えから、病院（医師）、行政、町民の連携が図られているか、それぞれの役割と責任についてのご質問であります。地域医療は、いろいろな言われ方、考え方がありますが、私は、「個々の患者に起きるほとんどの健康問題に責任を持って対処できる医師」「患者との継続的な関係を保ち、医師がかわっても診療方針が継続され、家族や地域社会という枠組みの中で患者をとらえて診療する医師」によって提供される、身近で協調性のある医療ではないかと面居ます。このことは、病院（医師）と行政、町民の連携がなければ、その目的を達成することはできないと考えております。

地域の医療を担う町立病院としては、医療行為はもちろんのこと、地域の保健・福祉にも深くかかわって、町民の健康を支えていかなければなりません。残念ながら、医師の考え方や医療体制から町立病院の診療機能を守ることが優先され、一部検診業務などへの協力体制の取り組みにとどまっていたのが現状であります。

最後に、その中心となる医師を迎えるには、町長の地域医療に対する熱意が問われるが、どのようにお考えかについてのご質問であります。医師の確保については、町長に就任以来大変な苦勞をしながら、従来の関係医学大学や医療機関並びに北海道地域医療振興財団などの関係を保ちながら進めてまいりました。今年4月からは、今までの町立病院医師問題の整理を行いながら、地域医療を志し実践をしている札幌医科大学地域医療総合医学講座に支援協力をいただくため、何度となく町の考え方を示し、強力に医師招聘の取り組みを行っており、来る12月16日には教授が来町し、平成18年度の医師体制の最終結論を伺う予定となっております。

私は、新たな医師を迎え町立病院を再出発するに当たり、かかりつけ医・総合医、プラス介護・療養、プラス24時間救急を基本とした、少子高齢社会に対応した診療科目の整備と、真の意味での保健・福祉の連携を図る取り組みをすることができる体制づくりを訴えてきましたし、町立病院の歴史の中には北海道の地域医療を先導した諸先生たちの足跡が深く刻まれており、地域医療を実践するモデルになり得ることのできる場所が、この厚岸町にあると信じております。

以上でございます。

●議長（稲井議員） 6番。

●佐藤議員 病院の経営の現状については、今さら私が申し上げるまでもなく、さまざまな機会に議論いただいております。その状況については皆さんご承知のとおりでございます。厚岸町の予防を含めて医療というものを考えるとき、当然のことながら、市町村が保険

者である、私は国保の会計も含めて考える必要があるのではないかというふうに思っておりますことから、若干お話をさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、病院の会計が黒字であって、国保の会計が大赤字だということであれば、トータルとしてそれでいいのかなという気もいたしておりますし、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな理由で公立病院を運営するということは大変でありますし、単に会計上の金額の大小ではありませんけれども、黒字、赤字で単に論ずるということは、私はできないと思いますし、そうであれば、出る結論は当然一つになってくるわけでありまして。しかし、先般病院事業の経営改善計画も示されましたけれども、当然さまざまな経営改善をすることは大切でありますし、今後とも努力をさせていただきたいと思います。

しかし、毎日といいますか、平成18年度の国の予算の編成に当たって、医療費総額の抑制といいますか、そういうもろもろの記事を見るにつけ、公立病院の黒字化というのはなかなか厳しい困難なものがあるのではないかなというふうに思っております。したがって、先ほど1回目の質問でご答弁をいただきましたけれども、財政の厳しい折、その義務的な繰り入れ金は当然遵守して頑張っていくんだというご答弁がありましたけれども、公立病院を守っていくということになれば、そればかりでなくて、一定程度の持ち出しというものがあつて必要になってくるのではないかと。できればそれにこしたことはないんですが、そういうふうに考えてもおります。

そこで、先ほど申し上げました病院事業の経営改善計画、この中で言われております収支バランスのための繰り入れから、地域医療の環境変化に対応する繰り入れ方法の検討と。ちょっと1回見ただけでは、なかなか私には理解ができないものですから、この機会に収支バランスのための繰り入れから、地域医療の環境変化に対応する繰り入れ方法の検討というのは、具体的にはどういうことを言うのか、この機会にお聞かせさせていただきたいというふうに思っております。

またさらには、現在まで8億円に上る繰り越欠損金を抱えておりますけれども、今後、繰り越欠損金をどうなさるおつもりなのか。仮に17年度会計が終わって病院事業の経営改善計画がある程度効果を上げた。その中で数百万円か数千万円かわかりませんが、そういう経費の削減だとか、そういう効果が出たとしても、総体的に病院会計が黒字に転換していくということとはなかなか考えられない。そうすると、またそれを17年度決算で次期繰り越欠損金という形で繰り越していくのか、それを、どこまで繰り越欠損金を繰り越していくのか。したがって、現在ある繰り越金をどういう形で処理していくのか、そのこともあわせて、この機会にお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、私は地域住民の健康を守るということは、治療ばかりではないのではないかなというふうに考えております。先ほど申し上げましたとおり、病人をつくらないという予防が最も大切ではないのかなと。そのことから、私の質問通告書の表現がちょっと適切でなかったなというふうに反省しておりますが、病院行政、町民の連携が図られているのかとお尋ねをいたしました。どういうことかと申し上げますと、もちろん住民の健康を守るという意味では、行政、住民が当然主体になってくる。治療するという意味では病院なのでありますが、そういうことから、それぞれの役割と責任を果たしながら病人をつくらない施策を展開させていただきたいというのが質問の趣旨で

ありました。

医師さえ確保すれば、保健も医療も福祉も全部解決したように思われがちでありますし、町長は選挙に当選するという事だけでは万歳というわけにはいかないのであります。健康ということを考えると、そこに住む住民自身が、あるいは行政が責任を持つものだというふうに考えますし、ましてや、先ほど申し上げましたとおり、国保の保険者も市町村でありますから、そんなことからそういう考えに立ったわけであります。

ただ、私が健康についてお話しするという事は、余り説得力を持たないと。今年もちょっと入院した関係で、健康について私が申し上げると説得力を持たないなというような気もしたんですが、質問通告した関係からお話ししているわけでありますので、その点はひとつご了承いただきたいと思っております。病人をつくらないという観点から、再度ご答弁をいただければ幸いに思っております。

最後になりますけれども、それぞれが一生懸命取り組まれても病気にかかりやすいわけがあります。したがって、当然町立病院を開設している厚岸町としては、医師を確保しなければならない、当然であります。医師がいなくて大変だ、町長も大変な努力をして、1回目の答弁にありましたとおり東奔西走しながら医師確保に努めておりますことはお聞きいたしてございます。「ぜひ、私の病院に来ていただきたい」ということでお願いするという事でありましてけれども、「厚岸町ではこんな考え方で地域医療に病院や行政や住民自身がこう取り組んでいるだ」あるいは「こういう夢や将来目標を持って健康や命を守るという点で取り組んでいるんだ」と。そういうものが招聘をするお医者さんの方に伝わっていかなければ、来ていただけないのではないのかなという思いから、こんな質問をさせていただいたところでございます。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げたいと思っております。

まず、私の方からは、病院会計の赤字、どういう形で今後クリアしていくのかという点についてでございますけれども、過去の、これは病院改善計画の中の資料にあるとおり、平成13年度までは法に定める基準以外の、いわゆる赤字補てん分について繰り出しをしていた経過がございます。しかしながら、平成14年、いわゆる第1次財政プログラムから、赤字補てんにかかわる部分については繰り出しをしていないということでございます。その結果、16年度で累積が8億円ということになっていることは周知の事実でございます。

どういう形でクリアしていくかということは、まず、先ほど町長から答弁があったとおり、一般会計におきましても先ほど来説明させていただいているとおり、国の三位一体改革による税源移譲の不透明さ、なおかつ交付税の減額、これらによりまして改善する明るい見通しはないというふうに言っても過言ではないと思っております。そういう意味からして、一般会計からどの程度、これからゆとり、余裕が出るかということも考えなければなりません。それから、先ほどご指摘の国保会計の繰上充用、いわゆる赤字の部分、そういうことも一緒に考えなければならぬというふうに考えております。

そういう意味からして、先ほど町長の答弁にあったとおり、基本的には国の基準に基づいて、最低でも繰り出しについては遵守したいというふうに考えておりますが、これが未来永劫、仮にこういう状態でいった場合に、8億円、10億円、20億円というふうについていいのかということにはならないと思います。そういうことからして、いつかの時点で一般会計からの繰り出しを考えなければならないと。それにつきましては、一定の計画、いわゆる国保も含めた補てんの計画が必要かと思えます。そういう意味で、財政シミュレーションの見直しにおきましてそういう計画を盛り込むなりして、解決する方向で努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方から、国民健康保険事業と健康づくりのお話が提言されましたので、その部分につきましては私の方から申し上げ、全体のお話は保健介護の方からお話をさせていただくことになると思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

今、病院会計のお話がありまして、町長は事業開設者という立場でございます。同時に、国保会計につきましても、町長も保険者という立場で事業運営をしているわけでございます。なぜこのお話をしますかといいますと、議員おっしゃられるように、厚岸町の住民が町立病院にどんどん受診されて病院の収入がふえてくる。一方で、国保の加入者が多く病院にかかることによって、国保会計が真っ赤っかの赤字になってくるというお話も例えのご提言がありました。そういう意味では、私どもも、せめて国保会計が厳しくても、町立病院の事業会計に少しでも潤えるという状況が生まれればというのは、お金の計算だけで申し上げますとそういう話になるのでありますが、国保事業を運営する立場で申し上げますと、今回医療改革のいろいろな議論がされました。市町村長を代表する委員の気持ちとしては、「我々は国保会計を守るためにここに参加しているのではないんです。そこに住む住民の健康をいかに守るのかということが最大の使命なんだ」という委員の発言がありました。私は、国保事業を開設する町長も同じ気持ちで事業運営をされているというふうに思っておりますし、私どもも、最終的な目的は医療費を給付する分をいかに減らすのかというのは、それは数字上の当面の話でありまして、究極的には国保の事業運営として今進めておられます保健介護課を中心とした健康づくりや予防事業というものに、横の連携をいかに図りながら目的を達していくのかということが究極の目的ではないのかという思いでおります。

そういう意味で、今、国は、議員くしくもおっしゃられました、病気にかからない生活習慣の実践というものが、住民の、協力する側の課題ではないのかというお話をされましたけれども、特にも今、医療費削減の一つの大きな課題として、生活習慣病をいかに予防していくのかというところを、おくれればせながら課題として出してまいりました。ここの議会でも、かつての議論の中でも生活習慣病の問題というのは大変大きな問題だという提言をいただいておりますが、国もようやくそこに重点を置かざるを得ないという状況になってきましたので、ある意味では、国保が取り組む事業としていろいろな補助でありますとか国の負担でありますとかというものがついてくるかもしれません。そういった意味で、我々も情報収集をしながら、利用できる有利な制度が出てきたとき

には、健康づくりと連携をしながら、そういった事業に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長） 私の方からは、保健の分野を担当する者といたしまして、その立場から若干ご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議員さんご指摘の、病人をつくらない行政、このご提言でございますけれども、この点が、私どもが計画を持っています、みんな健やか厚岸21、ここで3つの課題を掲げて町民運動になるようにというようなことで進めてさせていただいておりますけれども、ここの意識改革の部分、そういうところで町民自身が主体的に取り組んでいく、そういうようなきっかけ、これがなかなか私ども見つからないというような状況もある中でございます。

一定の取り組み、この4年間続けてまいったわけでございますけれども、もう一步広げていく、そういうような状況を考えますとき、私どもが期待しておりますのは、町立病院の医師の果たすべき役割というのが重要でないのかなというところに着目して見ているところでございます。私どもがどのような形でということ考えますときに、行政側が主体となりまして講演会とかそういう企画をいたしましても、なかなか参加状況というのは上がらない、そういうようなところもあるわけでございます。一定の壁にぶち当たっているような状況もございまして、そういうところでお医者さんの力をかりられますと、町民の意識の中でのとらえ方、少しは変わってくるのかな、そんなようなことも、町立病院の体制が少しずつ変わっていくという状況をお聞きしております中で期待を持ちながら、私どもも町立病院と連携してまいりますし、それから、国保事業とも連携をしながら、どういうことができるのかというようなことで、来年度に向けていろいろと考えていければなど、そんなふあに考えているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 私の方から、公的病院の使命も含めてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど一般会計からの収支バランスのための繰り入れを再検討し地域医療の環境変化に対応する繰り入れ方法の検討をする、これは平成15年度当時つくられた病院の改善計画でございますけれども、当時、一般会計から収支のバランス、赤字補てんという意味での考え方で、今までの流れの中で繰り入れを願っていたという経過もあった。その中で地域医療の環境変化、いずれにいたしましても、公的病院として、一般会計から不採算経費に対する基本的なルールづくりに基づく繰り入れということ、この段階で目指していた文章というふうに認識をしております。

ただ、過去における一般会計から病院会計への繰り出し基準につきましては、長い間、昔の考え方でずっと来ておりまして、その見直し等々については、この何年かの中では行われていなかったというふうに思っております。ですから、私、前回の9月議会等々でも

お話しさせていただきましたけれども、要するにきちんとした考え方を、数字的な根拠をもとに、これは構築し直さなければいけないというふうに思っておりますし、その意がこの段階の経営改善計画の中にも入っているのかなと思います。

ただ、経営改善計画については、ご存じのとおり、年間3,000万円の目標数値のもとにつくられておまして、今言われている病院改革にはほど遠いものだというふうに私も思っております。ですから、病院としてできること含めて、もう少し、これは17年度で計画終了いたしますけれども、来年度含めて、新院長を迎えて物事を進めていくわけでございますけれども、その中で見直し作業というか、新たな第2次の計画をつくっていかねばいけないというふうに思っております、今、その作業に10月から着手しているところであります。

いずれにいたしましても、今年度の収支状況を含めて10月まで数値的にまとめている数字でございますけれども、現在のところ、11月、12月、進んできているわけでございますけれども、前年度、約3億8,000万円の赤字が出ております。繰り出しは去年と同じ金額でございます、10月末現在では約6,100万円から6,500万円程度の収支の赤字の減になっているという状況であります。ですから、今の状況、これから11、12、1、2、3とありますから、我々としては患者動向によって左右されるわけでございますから、その辺について不透明な部分もございまして、11月にやっと入院患者が前年度の実績よりもプラスに転じたという状況に、去年の数値から比べて入院患者の動向がプラスに転じたという状況でありまして、今の状況、入院患者含めて70人ぐらいで前後しているんですけれども、その数値を保っていければ、ある程度、医師体制不十分ではございまして、収支的に赤字を多くしなくすることができるのか。ただ、今ある赤字を含めて基本的な処理については、これは今の病院独自の中で解決していく状況ではないのかなと。これは、今年度、来年度含めて、一般会計との協議の中で再建ということを考えていかなきゃならないことになっていくのかなというふうに思っております。

それと、いずれにいたしましても、先ほども保健介護課長が申しておりましたけれども、病人をつくらない取り組みというのは、実は町立病院としてきちんと取り組んできたかという、治療をしていく病院であったというふうに私は思っております、これからの病院として、保健・予防を含めて町の住民に、病院が保健介護課と連携をして町民の方に出ていくという形のつくりを今検討している最中でありまして、その動きを月に1回でございますけれども、連携して勉強会等を含めて住民に向けた取り組みを進めているところです。ですから、言われるとおり、病気にかかる方を病院は治していくわけでございますけれども、これは、我々公的病院の使命として保健と医療と福祉という、連携と言っておりますけれども、連携がきちっとできていなかったということが、我々としても医療費含めて、病院の医療費のかからない取り組みですね。実は先般の一般質問でも言われましたけれども、ジェネリックの問題を含めていろいろございます。それは逆において医療費の下がる状況でございますから、きちんと病院の中での議論、いい薬を使って治すということも含めてあるんですけれども、患者負担も含めて病院として考えていくということも、これは医療費のかからない取り組みとして経営健全化計画の中に盛り込みたいということで、今、作業を進めている最中でありまして。その率を上げていくことによって医療費がかからない、それも含めて、要するに診療報酬を受けると

いうばかりが病院ではない、公的使命ではないというふうに私ども思っておりますから、それらを総合的にこれからの病院の計画というものはつくっていく必要がある。その基本となるのは、やはり保健・福祉との連携をしていく、予防を推進していくという形が必要でないか。このことは、今、町長がさきにご答弁申し上げましたけれども、地域医療総合医学講座ということで、そことの連携を進めている最中であります。残念ながら、北海道には北大にもこういう講座があったんですけれども、諸事情でこれらのことが進んでいないのが実態でありまして、大学中、残っているのは札幌のこの講座しかないということであります。ですから、この講座は、医療をすることはもちろんであると言っています。患者に対する、さらには人間関係を築いていく診療をするのがこの講座でございます。人間関係、チームワーク含めてきちんとやっていく。地域を支えるという意味では、我々としてはこの講座を頼りにしながら新たな医師体制を整えながら、町の公的病院の使命を支えようと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 6番。

●佐藤議員 時間がありませんので簡単に、それでは、一つお願いしておきたいなと思いますけれども、日ごろ健康意識が高い人というのは、例えばいろいろな検診でも同じ人が、日ごろから健康意識が高いものですから行くんです。問題は、圧倒的に多いと思われる、ふだん検診などを、私もその一人であります受けられない人、これをどうするかというのが問題だと思うんですよね。そのことを、そういう町民をどうしていくのかということを考えて、ひとつ施策をとっていただきたいというのがお願いであります。

それから、最後ですが、一番最後に地域医療にかける町長の熱意というお話をしたんですが、これは、答弁は要らないんですが、私、こんな話を聞いたことがあるんですよ。そういう話を聞いたものですからあえて質問させていただいたんですが、ある町の、ある先生から聞いたお話でありますけれども、その町の町長さんから「どうかひとつ我が町に来ていただきたい」と、面接でお話があるわけでありまして。そういうときに、町長が面接をされているんですが、実は先生の方も「この町長は、単に病院の医師の定数が減ったから単純に医師の補充を考えているのかな」、あるいは「地域医療に取り組む考えがしっかりしているのかな」、そういうことで、地域医療をしっかり考えている先生ほど、「私たち自身が町長を面接しているんですよ」と。そのことは、その中ではお話ししませんが、そんな話を実は聞いたことがありましたので、あえて質問させていただいたところでありまして。

ご答弁は要りませんけれども、そんなことでございますので、今後とも、私の質問した意をお酌み取りいただき、先ほど申し上げましたとおり、私が健康について話すということは説得力を持ちませんけれども、私もこれから、自分自身の健康でございますので、改めて気をつけながら日常の生活をしていきたいということも含めて質問させていただきましたので、私の質問とかえさせていただきます。

●議長（稲井議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からこの機会に、5年間の町長としての役割の中で、町立病院の医師並びに医師体制の整備等につきまして頑張ってまいりましたけれども、残念ながら、いまだに住民に対して満足できる病院になっておらないこと、まことに町民に申しわけない、さらにはまた、私自体はまことに残念であると思っております。そこで、町長として、開設者として、町立病院をどういう方向に持っていくべきか、この5年間の経験の中で若干お話をさせていただきたいと思うわけであります。

佐藤議員ご承知のとおり、厚岸町立病院は明治34年に開設をされました。今日105年を迎えた古い病院であります。その年度、年度において、厚岸町立病院としての役割、使命を果たしてきたと思っております。しかしながら、近年、町立病院を取り巻く環境は変わってきております。すなわち、人口、地域の状況、交通事情など、時代の進展とともに変わってきておるのであります。特に釧路市など近隣の町において、高度の機能を有する公的医療機関も存在しております。

こうした時代の変化の中で、厚岸町の医療体制はすばらしいと町民から誇れるような方向に私は持っていきたいと考えております。しからばどうするのか。先ほど事務長からもお話がありましたが、私は、地域の病院においてはプライマリーケアと医療・福祉・健康の連携を図りながら、予防活動を支えて住民の期待にこたえていかなければならない、そういう考えに立っておるわけでありまして、医師確保についてもいろいろと苦労をいたしました。私としては、さきの議会の中でも答弁しておりますが、医師が来てみなければわからない。1回の面接程度で、私の気持ち、また、どういう医師であるかということがお互いに理解できなかつた。しかしながら、医師の確保というのは大事なことであります。しかし、医師がいればいいというものでもございません。そういうことで、私といたしましては、札幌医大の地域医療総合医学講座に私の考えをお願いさせていただいて、5月20日でありましたが、るるお話をさせていただきました。おかげさまで、私の気持ち等も理解をいただきまして、4月1日から新体制の中で町立病院がスタートを切ることに相なったわけでありましたが、来る16日に最終的な実務をいたしたいと、そのように考えておりますので、せっかくこういう立場でお話をいたしました。ご理解をいただきますことをよろしくお願いいたします。

また、検診の問題については事務長から答弁をさせます。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） これは保健介護課と連携して進めなければいけないことなんですけれども、今、議員言われることが課題だというふうに思っております。これを新年度に向けて、要するに高齢者でなくて、我々の年代ということにターゲットを絞りまして、まずは地域自治会等の衛生部長さんとかになると思うんですけれども、そこにドクターないしは保健福祉課の保健師さん、看護師等々が、これからの個別検診等々もあるようでございますので、そういう健康のこと、予防を含めて、顔見せということではございませんけれども、そういう取り組みからまず始めていって、健康、予防を理解していただくということで連携をとってやりたいということで、今、作業中でございますので、これは何とか来年度実現できるように既に動いておりますので、実態的に

は外へ出ていっておりませんが、来年度以降出ていく予定になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

●議長（稲井議員） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時 27 分 延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 17 年 12 月 13 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

